

1. 議事日程

(平成17年第1回安芸高田市議会3月定例会第4日目)

平成17年3月10日
午前10時開会
於安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(22名)

1番	明 木 一 悦	2番	秋 田 雅 朝
3番	田 中 常 洋	4番	加 藤 英 伸
5番	小 野 剛 世	6番	川 角 一 郎
7番	塚 本 近	8番	赤 川 三 郎
9番	松 村 ユ キ ミ	10番	熊 高 昌 三
11番	青 原 敏 治	12番	金 行 哲 昭
13番	杉 原 洋	14番	入 本 和 男
15番	山 本 三 郎	16番	今 村 義 照
17番	玉 川 祐 光	18番	岡 田 正 信
19番	渡 辺 義 則	20番	亀 岡 等
21番	藤 井 昌 之	22番	松 浦 利 貞

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 会議録署名議員

21番 藤井昌之 1番 明木一悦

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市長	児玉更太郎	助役	増元正信
収入役	藤川幸典	参事	小野豊
総務部長	新川文雄	自治振興部長	田丸孝二
市民部長	廣政克行	福祉保健部長兼 福祉事務所長	福田美恵子
産業振興部長	清水盤	建設部長 兼公営企業部長	金岡英雄
教育長	佐藤勝	教育次長	杉山俊之
消防長	村上紘	八千代支所長	平下和夫
美土里支所長	立川堯彦	高宮支所長	猪掛智則
甲田支所長	武添吉丸	向原支所長	益田博志
総務課長	高杉和義	財政課長	垣野内壮

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(5名)

事務局長	増本義宣	事務局次長	光下正則
議事調査係長	児玉竹丸	書記	国岡浩祐
書記	倉田英治		

~~~~~  
午前10時00分 開会

松浦議長 それでは、おはようございます。  
時間が参りましたので、ただ今の出席議員は22名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、2
1番藤井昌之君、1番明木一悦君を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 一般質問

松浦議長 日程第2、一般質問を行います。  
昨日に引き続き、質問の通告がありますので、順次発言を許します。  
7番、塚本近君。

塚本議員 はい、議長。皆さん、おはようございます。7番、塚本です。通告いた  
しております2点について、お伺いをします。

私ども議員は、議員研修において、質問は短く回答は明確にということ  
をいただいておりますので、よろしく願いをいたします。

まず最初に、今後、自主財源をどのように求めていくかでございます。  
国、地方財政は、長期にわたる景気の低迷により、税収の落ち込みや少子  
高齢化によって国民は行政に対しての要求はますます増大し、大幅な財源  
不足となってきております。私ども安芸高田市においても、昨年合併をし、  
早1年が経過いたしております。そんな中、市民の皆様方の行政に対する  
多岐にわたっての事業要求と申しますか、そういうものは非常に多いもの  
があるわけでございます。そういう皆さんの要求に応えていくためには、  
各種事業債の増大も、今年の予算書の中で非常に大きく示しております。  
それに対する今後の償還など、一段と厳しい状況になっている今日であり  
ます。

そこで、確かな自主財源を創造し、求めていくのか、長期的に財政確保  
を考えていく必要があるかと思っております。そこで、私は、今協議さ  
れている行政改革の中、行政財産、また普通財産の見直しを図るべきだ  
と思っております。例えば、建物の整理、見直し、そして民間への委託、ま  
た、塩漬けになっている土地の処分をすることによって、それぞれの今ま  
で維持管理していた維持管理費の節約を図ることができると思うわけ  
でございます。また、それらを処分することによって、財産収入または固定  
資産の確保が見込まれるとともに、その土地に定住が生まれるかもしれま  
せん。

私、管財課において調査をしてみましたけれども、未だ旧6町のそれぞ  
れの行政財産、普通財産の統一整理ができておりません。是非とも今年度

中に整理していただき、先に述べましたように、整理または処分することによって今後の自主財源確保を図っていくことができると思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

次に2つ目の質問でございますが、「山村地域社会を支えてきた林業の再生は」でございます。昨年は相次ぐ豪雨、台風の襲来など、国の農林水産業は多大な被害を受けたところでありまして、改めて人間の生命・財産を守る森林を整備・保全を図る必要性を痛感いたしましたところであります。林業は非常に採算性が悪化し、輸入木材による国内産の消費減、林業産業の労働力の高齢化など、非常に厳しい状況にあります。そんな中、森林も持つ多面的機能の発揮にも支障をきたす懸念があります。新たな視点で今後50年、100年という長期的な視点でこれから生まれくる世代のためにも、森林資源が最大限に活用できる施策、林業が経済的に自立できる施策、自然環境・水源確保などの多面的機能が保たれる政策を、今私たちが行なう必要があると思います。

今日までの各旧6町での取り組みと、今後の取り組みについてのお考えをお聞きしたいと思います。

以上、2点についてお伺いをいたします。よろしく願いをいたします。なお、再質問につきましては、自席の方でお願いします。

松 浦 議 長 　ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 　ただ今の塚本議員さんのご質問でございます。厳しい財政の中で、遊んでおる財産、問題は土地と思いますが、そういうものの、もう一遍整理をする必要があるのではなからうかと、こういうことでございます。

非常に、厳しい状況というのはご存じいただいております。特例としてあります合併特例債等が10年間あるということで、この間になんとかやり残した基盤を、この特例債でやっていくというのが、我々の狙いでありまして、新しい起債を起こして新しい事業をやるというのは、なかなか難しいということで、今後起債を、できるだけ有利な起債を使いながら事業をやる。例えば、今の合併特例債、また、過疎債、辺地債等、戻りのある起債を使うということが、今後の我々の財政運営の知恵であろうというように思います。

施政方針でも申しあげましたように、既に327億という一般財源で起債の累積があるわけございまして、これも全部払っていくというわけではないわけで、ご存じのように、各町とも、今までできるだけ有利な起債を使っていくということで、過疎辺地等をフルに使ってきたわけでございますので、これが丸ごと返すということにはならないというように私は考えております。そういうような状況でございます。ただ今、塚本議員さんのご質問については、我々も、今後ともそういう視点に立って対応していきたい。

具体的には、また、担当部長の方からどのくらいの、いわゆる塩漬けの

土地があるとか、そういうようなことについてはお答えをしていきたいというように思います。

山の問題でございますが、ご存じのとおり、山の木の値打ちがなくなると、こういうことで、山が荒れる。しかももうほとんど植林を自分でする人が採算の面からみてもおらないと、こういうような状況でございます。国も手厚いそういう植林等の施策の中で、そういうものを利用して植林をしていくという。最近、山の植林というのは木の価値というよりか、環境を守ると、日本全体の環境を守るということで、山の価値が再認識をされつつあるということでございますので、その山の整備も、ただ木を育てるということではなしに、山を整備して立派な緑を残すことによって、環境全体を守っていきこうという、そういう方向に山の政策も変わりつつあるということでございます。

具体的には、また、担当の部長の方からお答えをしていきたいというように思います。

松浦議長 　ただ今の市長答弁に補足を求めます。

総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 　議長。

それでは、塚本議員さんの、自主財源という状況の中でご説明をさせていただきたいと思っております。ご承知いただいておりますように、現在、行財政改革懇話会を設置させていただき、答申をいただくという段階の中で、現在、事務事業を進めさせていただいております。

当然、こうした答申をいただく状況の中で、平成17年度におきましては、基本的な基本計画等の作成の事務も実施していきたいというように考えております。昨今の、非常に厳しい財政状況をみますに、やはり、健全財政ということをごすね、維持していかなくてはならないということは、我々も考えており、自主財源の確保が大きな課題となっておりますということは、考えていきたいと思っております。そういう状況の中で、ご指摘いただきました、行政財産なり普通財産の管理的な面、この視点の問題点につきましても、公共施設等の有効活用と適正管理ということで、行革の中の1項目の中の表題として、掲げさせていただいております。現在、総務部の事務分担の中で、先行着手項目という状況の中で、そうした4点の中の集会所等、また、遊休用地、そういう実態の調査をすね、事務を進めさせていただいております。

基本的には平成15年度の旧6町の決算の資料の中に付けさせていただいております、行政財産なり普通財産を基準のもとですね、その調査を進めさせていただいたところでございます。ただ、いろんな現在の状況の中で、6町全体的な市のエリアの中ですね、普通財産という用地で台帳の中にあがっております。山林は除くわけなんです、160件の大体62ヘクタールくらいが普通財産として行政の方の管理してあるという状況でございます。建物等につきましては、いろんなかたちの中で施設があるわけですが、22件の2ヘクタールという面積を持たさせていただいて

おります。

このことは、今年度、より一層そうした事実の実態を明らかにし、いろんな中を分析しますと、旧町でも集会所と地域の集会所をつくられたときは、行政の方に寄付行為として底地を寄付されとる例があります。そういう状況等も普通財産ということで管理しとりますので、実質には地域の地元の方で管理をしていただいとる、いろんなその中の分析をさせていただきたいと思っております。本当に不要な土地か、普通財産として地元の方で管理していただくか、指定管理制度にしていくかという状況は、ある程度整理をしたかたちの中で、進めさせていただきたいと思っております。将来にわたるといことではありませんけども、これは早急に整理をさせていただき、民間で活用していただくというものが判断できれば、ある程度のそうした競売、普通財産の競売ということもですね、考えていきたいというように思っております。また、歳入財源の確保ということもございいますので、いろんに、当然、受益者負担の基本原則を再認識をすることも必要な点もあるのではなからうかと思っております。

すべての使用料、負担金、分担金、洗い出し等、受益者の皆さんに納得いただける負担、また、現状に見合った料金体系の確立は図っていかなくてはならなんのではなからうかと思っております。そういう状態で、できるだけその財政も時代の変化に適切に対応できるような、市としての財政体質の構築を図らなくてはならないのではなからうかと思っております。引き続き、いろんな行革の事務を進める中で、自主財源の確保に努めて参っていききたいと思っておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

松浦議長 続いて、産業振興部長、清水盤君の答弁を求めます。

清水産業振興部長 森林再生についての補足のご説明を申し上げます。林業を取り巻く状況につきましては、ご質問の中で議員さんの方からご紹介がございました。非常に厳しい状況の中での経営を行っておる状況でございます。それに加えて、先般もご質問がありましたが、有害鳥獣による新植後の被害が、非常に多発しておるといような状況で、こういったところもひとつの新植に対する、民有林の推進というところにも支障が出てきておるといような状況でございます。しかしながら、先ほども市長答弁で申しあげましたように、森林そのものの役割というものが、近年見直されてきております。

地球温暖化防止対策の中でも、京都議定書において我が国が約束をしております、温室効果ガスの6%の削減という中で、その6%の内3.9%は森林の吸収によって賄うべきであろうといような、一つの対策が打ち出されております。そういった中で、今後の環境面における森林整備というものが、重要になってきておるといように思っております。そういった中で、本市におきましては、これまで森林所有者あるいは森林組合等関係者関係機関とですね、森林総合整備計画を立てて、長期にわたる計画の中で、計画的にこれまで森林の整備を進めてきておるところでございます。

538平方キロの内、概ね8割を山が占めておる状況でございます。その425平方キロの内、民有林が大体9割を占めておる状況でございます。これまで、造林等人口林の面積が大体100平方キロでございます。大体26%程度になろうと思いますが、そういった状況で整備をしてきておるところでございます。整備計画によって順次取り組みをしてきておりますが、1年間の整備量によりますと、平均600ヘクタール前後を造林、補育の事業を取り組んできておる状況でございます。いずれにしましても、非常に他産業と同じように、従事者の高齢化でありますとか、後継者不足というような状況の厳しい中でございますが、今後ともこの森林整備計画に基づいて、関係者関係機関と連携を取りながら、計画的に整備を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

松浦議長 以上で、市長並びに関係担当部の答弁を終わります。  
再質問がありましたら、発言を許します。  
7番、塚本近君。

塚本議員 いずれにいたしましても、私が申し上げました意見については、それぞれ前向きな回答というか、そういう財産に関しましては、そういうことを懇話会等で協議し、また、長期的にやっていくということでございますので、是非とも今年度中に手をかけていただいて、見直しを図っていただきたいと、このように思っております。

なお、森林につきましては、先ほど市長さんあるいは担当部長さんから話がありましたように、経営としてやっていくというのは非常に難しい点も、私も承知いたしております。ただ、大きく言えば、また、外から来られる都市交流、いろんな絡みの中で、私どもの住む足下と言いますか、というのは非常に整備をされてきておるわけでございます。例えば下水道の住環境にしても、また、道路環境にしても、私どもの目線にある山、緑、ほとんど手つかずの状態にあるわけでございます。そういう点も考えていただいて、できるだけ、できるところから少しずつでもやっぱりやっていくというのが必要ではなからうかというふうに私は思っておりますので、是非ともこの点につきましても今後検討いただき、そういう環境面からも配慮し、森林の再生を図っていただきたいと、このように思うわけでございますので、ひとつよろしく願いをいたします。以上です。

松浦議長 答弁はいいですか。

塚本議員 あればひとつお願いいたします。前向きな検討をいただければ結構でございます。

松浦議長 答弁を許します。  
市長、児玉更太郎君。

児玉市長 ただ今、塚本議員から指摘のように、現在持っておりますいろいろの設備については、もう一遍精査しながら整理できるものは整理して、スリムな体制にしていきたいというふうに考えています。

また、山の問題につきましても、環境というサイドでいろいろな補助金も出ておりますので、そういうものを利用しながら、特に森林組合と連携を

取ってやっていきたいと、このように考えております。

松浦議長 以上で、塚本近君の質問を終わります。  
続いて通告がありますので、発言を許します。

15番、山本三郎君。

山本議員 はい、15番、山本です。

15番、山本が通告書に基づきまして質問をいたします。平成17年度にあたって、市長の施政方針では、財政の厳しい状況を述べられておられます。また、国県ともどもに厳しい財政状況の中で、地方交付税の伸びない状況、また、自主財源の増が望めない状況での安芸高田市の17年度の予算編成については、市長をはじめとする執行部局は大変な作業であったことと、ご苦勞を察しいたします。そういうことから、また、昨日からの一般質問におきます、同僚議員からの多くの質問の中で、財政負担のかかる質問が相継ぐ中で、市長の答弁では、行政改革には痛みもあり、血もあることもであると述べられております。また、その一方では、予算がないからといえども、取り組みべきものは取り組んでやらなければならないと、このように明言をされておられます。これらのことを踏まえまして、新市建設計画の動向について、1件目として伺います。

合併に至って、旧町の新市建設計画は苦しい財政状況といえども、市民と約束をしたことでありまして、一步一步でも約束を実行していかなくてもいけないのが、児玉市長の任期4年間の責務であり、また、市民も期待していると思われるところであります。また、市民は、児玉市長であるから、必ずやっていただくと市民も信じておられる方が多く、私は多くおられると思うわけでありまして。それに、応えるべきといたしまして、17年度の施政方針では、新市建設計画の第2庁舎、農産物加工施設、広域火葬場等々の計画を、着実に実行されんとされる意気込みは感じられます。そこで、しかしながら、向原町の合併に至っての主要事業の一つである、生涯学習センター整備事業の計画の取り組みが、今後どのように示されていくのか、未だにそれが示されていないので、そこらを第1件目といたしまして、市長にお伺いいたします。

2件目といたしまして、完成道路の整備についてでございます。安芸高田市の総合計画では、主要地方道の改良及び整備の促進を示されておられますが、県道三次広島線、吉田豊栄線、また、主要地方道の東広島向原線についての改良の整備は、旧向原町時代より、県に対して要望をさせているのですが、未だに進捗のない状況が続いています。県に対する対応状況をお伺いするものであります。

特に、主要地方道の東広島向原線につきましては、平成に入りまして、奥田町長の時代からこのものが取り上げられ、地域関係者に多くの何回もの検討、そして、町の役職方と、いろいろ地域の人に説明をされながら、至ってきた、この主要地方道東広島向原線であります。これは、平成3年に、仕事に、事業が着工を見たわけでありまして、その間、平成に入りましての、その当時の役場の職員の担当者は、非常に、ほ場整備を兼ねて、

日夜その換地にあたられ、そしてその者が設計に上がってきた状況でありまして、その間のそのご苦労というものは、多くのものがあったわけでありまして。そしてこの主要地方道の工事の内容は膨大な投資がかかっております。というのは、橋が3つ、その橋も膨大な強固な橋が3カ所、そして隧道も1カ所、それに大きな山を削るという、何万トンの土砂を削ってどけていくと、あの大きな作業で多額な投資された状況のある、今も中断しております主要地方道であります。このことは是非長期にわたっても着実に実行に持っていかれるよう、市といたしましても向原町の旧町の要望を続けてお願いしていただきたいというものであります。

次に、3件目にいたしまして、児童館の利用者負担金についてでございます。この児童館の利用者負担料金の改正についての経緯というものが、私はまだはっきり伺えませんので、その経緯の状況をお伺いし、さらに再度質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくその点につきまして、ご回答のほどお願いいたします。

以上、3件をお尋ねしますので、市長の明快なご答弁をお願いいたします。

松浦議長 　ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長 　山本議員さんのご質問でございます。まず、最初の新市建設計画の問題でございます。この新市建設計画の中に盛られておる計画、特に、文化施設の問題であろうかと、このように思うわけでありまして。向原町では、計画の中に生涯学習センターの整備をするというのが計画の中に盛られております。それぞれ各6つの町から出てきた課題を全部、これは良い、これは悪いということではなしに、全部載せてきたと、こういう1つも落とさずに、大事なものは6町の言われるとおりに載せてきたと、こういう計画でありまして、それぞれの6つの町の計画が載っておるわけでございます。そういうことで、これをどのように実現していくかという問題が、我々の課題であるわけでございます。そういうことで、向原町の場合は、この新市建設計画の中で一番大きな向原の課題でございました、特別養護老人ホームの建設と、こういうことについては、旧町時代に、一応、計画は立てられて、実際には新市になってこれを入札し、新市の予算の中でやると。一部基金として向原町が持ち込まれたものもあるわけでございますが、後のものは全部新市の予算でやるということになっております。この進捗状況につきましては、参事からまた後ほど、概略でございますが、一番大きな課題にまず取りついたということでございますので、報告を、後ほど参事からしていきたいと思っておりますし、もう1点は、パークアンドライドということで、駅の跨線橋がありますが、その県道側に用地を確保して、本年度予算にも計上しておりますように、約60台くらいではないかと思っておりますが、計画をしております。これも状況については、概略でございますが、参事の方から報告をさせていただきたいと思っております。そういうことで、向原町で計画され、持ち込まれました新市建設計画の中の

きな2つは、今実際に手をつけてやらしてもらっていると、こういうことで、ご理解を賜りたいと思います。

ただ今ご指摘の生涯学習センターの問題でございますが、この間、江川紹子を招待しての向原の後援会に私も出席をさせていただきました。若者定住センターの大ホールが、立ち見が出るくらいたくさんの皆さんが来ておられました。大体、私の計算では400人くらいかなという感じを受けたわけでございますが、そこらから、私も直接住民の皆さんから「生涯学習センターを早くつくってくれえや、こがぁなこっちゃ」いうて、その日にも話を聞かしてもらったようなことでございますが、なかなか、ほいじゃあすぐ計画があるけえということにもなりません、今までの議員さんの先進地の研修でも、まあ大体600くらいが限度だろうかというような状況もございまして、向原の若者センターが立ち見がでたのも久しぶりじゃと、こういうようなお話も聞かしてもらいました。そういうところから、おそらくそういう声ももう一遍早くという声が出たのではないかというような気がいたします。順次やらしていただくということで、一遍に全部何もかもいうことになりません。

実は、こないだ、アクアの関係の地元の役員さんと、本社の役員さん2人とが来られまして、アクアをいつ買ってくれるんかというお話が来ました。それで、私もちょっと面食らったんですが、これは向原の段階で、アクアを買収をして、あそこへ文化ホールのようなものをつくるという計画を聞かしてもらったとるんじゃと、こういうようなお話がございました。それで、この話は他のルートからも私に2回話がございました。その都度、前の議長さんと前の町長さんには、こういう話が来たんじゃが、どういう状況になっとるんかと。こういうお話が来ましたが、計画はあるんじゃが、買うことを約束はしちゃあおらんと。こういうようなお話でございました。そういうことで、3千万や5千万の買い物ではありませんので、おそらく3億ぐらい言われるんじゃないかと思いますが、そういうことで、この問題については、私も今すぐどうこうということにはなりませんので、もし急がれるんなら、どうぞよそへ売られる計画があるんなら、そのこともやむを得んと思います。今すぐどうこういうわけにはいきませんという話はさせてもらっておりますが、いろいろ向原町の段階で、そういう随分壮大な計画があったようでございますんで、そこらを順次どのようにしていくかというのは、今後の財政を睨みながら、よその地域とのバランスを見ながら考えていく必要があるというように考えております。とりあえずは、特老とパークアンドライドに手をつけさせてもらっているということで、ご理解を賜りたいと、このように思います。

それから、幹線道路網、特に東広島に行く県道の問題でございますが、ご指摘のように、前から大きな計画を立てて、ほ場整備の中でバイパスと一緒に付けるというようなお話もあるようでございます。大体軌道に乗ったようでございますが、やはりなかなか用地の問題が難しいということも聞かしてもらっております。そういうことで、我々としてもこの問題は引

き続いてやるということに変わりはありません、具体的には建設部長からお答えをさせていただきたいというように思います。

それから、児童館の利用者の負担金の問題でございますが、これは福祉部長の方からお答えをさせていただきたいというように思います。よろしくお願いします。

小野参事 議長。

松浦議長 それでは、参事の答弁を求めます。

小野豊君。

小野参事 それでは、私の方から特別養護老人ホームの現在までの経過等について、概略をご説明をさせていただきたいと思います。ご承知いただきますように、昨年12月に老人ホームの建設のご契約をいただいたわけですが、現在基礎工事に取りかかっております。3月一杯でほぼ型枠を外した形の中で基礎工事が完成するという工事概要でございます。全体的な事業でございますが、旧向原町時代からの事業を含めると、約、工事費、工事費といいますが、総事業費、これが約11億1千600万円あまりの総事業費となって参ります。これは、16年度の見込み、あるいは17年度の予算計上を含めた中での額でございますけれども、約11億1千600万円あまりという状況でございます、その内、国、県の支出金といたしまして、約2億1千万円あまり、起債でございますが、約6億5千500万円あまり、これにつきましては、現在過疎債を充当させていただくという話でいろいろやっておりましたが、市長さん等の中で、これを合併特例債、これに充当できないかという、いろいろ陳情をさせていただいたわけですが、先般、16年度につきましては、今まで合併特例債の適用外ということで強く県の方から言われておりましたけれども、先般、急遽、この約1億4千万あまり、これを合併特例債の対象にするという話をいただいております。残りが2億4千300万円あまり、これは向原町時代の基金をつくったものを持ち込んで、現在やっている状況でございます。そういうことで、先ほど言いますように、3月末で基礎が完成し、12月一杯で工事を完成し、翌年度の1月2月に備品、これらを搬入して完成をさせていただきたいという状況でございます。

それとJR向原駅の東口についてでございますけれども、現在3名の方の用地の地権者がございます。これにつきましては、ほぼ合意をいただいている状況でございます。最近の内に同意はいただき、売買契約の締結はできる見込みとなっております。これは現在市の土地開発公社、こちらの方で準備をさせていただいております。用地費が約、大ざっぱに言いますと1億円でございます。今年度用地を取得いたしまして、即、安芸高田市の方へ、土地開発公社から購入をさせていただくということで、補正予算を急遽計上させていただいた状況でございます。これが合併交付金の対象となるということで、本年度、3月補正をお願いしておるところでございます。17年度におきまして、用地の整備、約67の区画の、現在、駐車場の確保をいたしております。大体4千300万あまりの新年度に予算計上

させていただいている状況でございます。以上が大体の概略でございます。よろしくお願いたします。

松浦議長 続きまして、建設部長、金岡英雄君の答弁を許します。

金岡部長 幹線道路網整備についての補足説明をさせていただきます。ご質問の中の3路線ございますが、まず主要地方道吉田豊栄線につきましては、現在広島県の方でバイパスの計画を立てていただいて、用地買収を先行をさせていただいているところでございます。現在、まだ工事は着工しておりませんが、ちょうど広島三次線と吉田豊栄線の交差点部分に、NTTの交換施設がございます。これが非常に移転に時間と費用がかかるということで、県の方と今、NTTでいろいろ調整をいただいて、これが済めば、ほぼ用地の方は完了というふうな見込みでございます。完成の目標を県の方では平成20年代の前半に定めていただいているところでございます。また、広島三次線につきましては、既に2次改良ということでございますが、町中に歩道が整備されてないということで、以前から要望が上がっていたところでございますが、全線につきましては、まだ県の方も充分いつということではございませんが、このバイパスとの接合部分については、現在候補路線となっておりますので、今後これらに併せて整備を進めていくよう、県の方にも働きをかけているところでございます。

それと、主要地方道東広島向原線でございますが、ご指摘のように、昭和60年代からこの路線の計画が上がったということでございます。当時は、広島空港アクセスへの最短道路ということで、その当時の吉田土木の方で、いろいろご検討を願って、その後、地域の関係の皆様の方の努力をいただいて、平成3年から着工ということで、大変ご苦労をいただいているというふうに思っておりますが、現在、東広島方向につきましては、地域高規格道路の計画がございまして、近々の内に吉田向原間5キロメートルが整備路線に昇格という見通しの中で、県におかれましても、非常に予算が厳しい中で、路線の優先順位もある程度検討されている状況であると聞いております。ここらを踏まえながら、今後この路線につきましても、機会を捉えて県の方へ、また、働きかけていきたいというふうに思っております。

また、福富町も、先般、東広島と合併をされましたので、今後は東広島との連携なども併せて取り組み、整備の進捗を図れるよう努力をしたいと考えているところでございます。以上でございます。

松浦議長 続きまして、福祉保健部長、福田美恵子さんの答弁を求めます。

福田福祉保健部長 それでは、児童館の利用者負担金についてというご質問でございますが、これ現在、安芸高田市におきましては、3カ所の児童館と、9カ所の放課後児童クラブがございます。それで、合併協議会の方での福祉保健部会におきましては、児童館、児童クラブの運営につきまして、当面は旧町の合併前の実施状況を尊重し、対応することとしておりました。そうした中で、合併して1年経過したわけでございますが、この間、その施設の運営状況等、いろいろ調べさせていただきまして、児童館、児童クラブにおき

まして、事業内容がほとんど同じ状況の内容でございます。これに、そういう状況の中で調べますと、利用者負担がですね、月額250円から月額4千円という大幅な格差がございました。そういうことから、安芸高田市になりまして、確かに少なかったのがグッと上がるということは、非常に保護者にとっても大変なこととは思いますが、受益者負担ということもでございます。公平でないために、今回、県内他の市町村、利用者負担の状況等も参考にしながら、また、児童健全育成及び資質の向上に資することを目的として支給されます、子育て支援で出ております、児童手当の給付月額5千円ですね、こういうものがございますが、これ等を参考にいたしまして、平成17年度から保護者負担金を統一して月額3千円にお願いをするということで、市としての方針を持っております。

ちなみに近隣の三次市さんにおきましては月額4千円、それから庄原市さんにおきましては3千円でございます。また、いろいろと子どもさんを預けられる方についてのいろんなニーズがございますけれども、今後また、検討しております子育て支援事業としてのファミリーサポート事業も取り組みをしていきたいと思っておりますけれども、これらにおきましても、やはりサービスを受けられる方に、受益の負担というのは基本的な原則と考えております。ということで、児童手当におきましても、今まで就学前でございましたが、16年の4月から小学校3年生まで児童手当が出るようになっております。そうしたことも勘案しながら、やはり安芸高田市、市内一円で同じような内容の事業をしておる中で、施設ごとがそうした違いがあるというのはふさわしくないということで、今回検討した結果、3千円にさせていただくような方向で取り組みをさせていただくようお願いしております。ご理解いただきたいと思っております。

松浦議長 以上で、市長並びに関係部局の答弁を終わります。  
再質問がありましたら発言を許します。

山本議員 はい。

松浦議長 15番、山本三郎君。

山本議員 最初の新市建設計画の動向につきましてですが、まさに、市長はよく調査もされ、ご承知で、まことに理解をしておるわけでありまして、先ほど市長が申されましたように、向原町には大きな3つの主要事業として、合併いたしまして、今既に2つは市長が申されましたように取り組んでいただいておりますので、市民の方も充分理解はしていただいておりますが、先ほど市長の説明がありましたように、生涯学習センター、これにつきましては、向原町の時代からこのものを計画をいたしまして、我々当時の議員といたしましても、あちらこちら視察してですね、何とか向原町にそういう施設を欲しいということで考えておりました。

先ほど、市長が述べられましたように、江川紹子さんの講演がございまして、この方は皆さんもご承知のように、テレビで放映で非常に活躍されておられる方で、有名な方でありまして、多くの方が傍聴にこられまして、私も市長の目と同じように約400人近い方であったらうと、このよ

うに見ております。そうした中で、今向原町の公民館とか若者センターが  
どういふものかということの状況を私が見ました時に、向原町の公民館は  
昭和44年に建設に入ってきたものでございまして、今の状態はですね、  
皆さんもご承知と申しますに、古い建物で非常にあちらこちら傷んでおり  
ますし、また、その公民館の館内におきまして、悪臭が発するというよう  
な状況であります。これはトイレの問題もあるわけではありますが、そうし  
た公民館の建て替えも考えなくてはいけないというような状況も、向原町  
時代にもいろいろあったわけでありまして。そして、この若者センターにお  
きましてですね、あの当時は建物の中の構造で良かったんだろーと思ひ  
ますが、非常に今の時代に身障者の方をそこへ迎えて、いろいろ講習をす  
るとか、研修をするとかいうのにつきましても、非常に不便な、しかもト  
イレの非常に狭いというようなことでですね、この若者センターも昭和5  
7年の建設でございます。そういう状況で、是非どうしても将来は、向原  
町にもそれに替わるものが建設を、安芸高田市で考えてもらわなくては  
いけないという大きな願ひがあろうと思ひます。そうした中で、この生涯学  
習ホールというものをですね、市長は、順次この建設計画に取り組んで行  
きたいということで、向原の生涯学習センターも、先で考えておくとい  
うようなご回答のように受け止めておるわけでありまして、是非、市長に大  
きく市民も期待しておりますので、ひとつその点を考えながら、ひとつ努  
力していただきたいと思ひます。

特に、合併当初におきまして、旧町の町長、真田町長をはじめ、我々議  
員も市民の方へ非常に合併に、特例債という非常に有利なもので資金が成  
り立ってできるんだから、ひとつ合併に踏み切って、向原町を活性化しよ  
うではないかという説明をしながら、町民もそれに賛同を受けてもらっ  
ておるわけでございますので、今後の児玉市長の期待を私たちもしっかり  
いたしますので、市長もその点を充分踏まえて今後願ひしておきたいと思  
ひます。

次に、幹線道路の整備についてでございますが、先ほどいろいろ担当部  
長の方からの説明をいただきました。特に、この向原町の旧町時代に、い  
ろいろ吉田豊栄線、そして広島三次線、これは改修、いろいろなことにつ  
いていろいろな要望が出ておりますが、いたるところがまだ進捗が見えな  
いという状況であります。特に、向原高校の下の農村交流館であるやすら  
ぎから、向原の町に伝わるとこの歩道というものは、数年来からそこを  
願ひし、歩行者の人が危ないから、なんとかそこの歩道は広げていただ  
きたいというのが、いつからの願ひでございます。それが未だにそこに  
着手できないということは、いくら町時代から市に移っても、ただ要望  
だけでなく、県の方がしっかり建設計画に載せてくれるかどうかという  
ところに問題があるんだろーと思ひます。そこにまずしっかり目を向けて  
もらって、建設計画に必ず入れてもらうという仕事を、まずはしてもら  
わないことには、ただ私たちの質問に対しまして、努力している、対応  
しているだけではいけないので、そこへまず盛っていただくということ  
を、この度し

っかり執行部局は動いていただきたいと思います。

それと吉田豊栄線につきましても、NTTとの問題が今あると申されましたが、これができれば交渉調整中であるということですが、これが解決すれば平成20年には完成に持って行きたいと、今ご回答をいただきましたが、当初は平成18年くらいだったというような気もしますし、年々この財政状況、いろいろ県の方も苦しいというところで計画も崩れてくるんだろうと思いますが、そこら、しっかり、今回さらに強固にお願いをし、計画に載せていただきたいと思います。

そして東広島向原線、これは先ほど来、福富町の方の状況もお話を担当課からいただきましたが、これは度々市長も近隣の市との交通網の整備として、そして通勤圏内とかあるいはそれぞれの雇用の場に一番交通網の近い線で、しかも東広島は、これからの大きな発展する市であるという着眼点から、非常にそこへ目を向けていただいておりますが、たまたま高規格道路というのが浮き上がりまして、東広島から向原線というのがちょっと今中断になっておりますが、これは、本当、完成いたしますと、向原から10分から15分の間で八本松とか西条へ行く最短のコースなんですね、是非これも長い目でありながらも実行へ移していただくということが必要であります。

これで、私が特に言いたいのは、安芸高田市はその方へなかなか予算が県の段階でもらえないということになれば、こういう道路は、私は、東広島、安芸高田市が、両方が、この路線についてしっかり協議をするという方向で、どちらからでもいいですから工事が目に見える状況をつくっていただきたい。特に、昔からの中国の言葉でもありますが、「狐掌鳴らしがたし」といって、両方の手がパチッと合わないことには音が出んわけですから、その音を出すためには、東広島と安芸高田市がその路線へどのようにしたら、きちっとしたものが出てくるかということも考えながら、その方に目を向けてお願いしときたいと思います。

そして、3件目の児童館についてでございますが、この児童館の3千円に上がった利用料金とかいうものが、まず利用が高いとか安いとかいう問題もありませんが、これは、この条例には運営委員会というものがありますが、運営委員会で充分協議された内容というものが、説明も受けておりませんし、またそういう運営委員会があった時の説明というものが保護者へもきちっと伝わってないんじゃないかと思えます。そして昨日、各種委員名簿というのをいただきまして、そして見ますと、その児童館の条例で運営委員は、委員会の委員は5人以内となっておりますが、昨日の名簿で言いますと9人という名簿なんです、条例というものとこの委員会名簿というものはどいういう食い違いがあるのか、そこらもお聞かせいただきたいと思います。そして先ほど申しましたように、運営委員会でこのことについて実際にどのような協議があったのか、ただ運営委員会でそのバランスを取るために、利用者負担にバランスを取るために、3千円に踏み切るために、簡単なる委員会を開いたような状況なのか、これは児

童を持つとられる保護者は、一人と二人と三人と四人という家族で、1軒のものが児童館へ行った場合には、負担の増というものはすごく重なるわけですね、それだから、やはり保護者へ対しての説明というものが、私は不足していたのではないかと思うわけですが、保護者への説明はいつ頃なされたのか、ひとつその点をじっくりお聞かせ願いたいと思います。運営委員会の条例では5名以内となっておりますが、この9名というものは、どういう状況で9名になっているのか、そこらもついでにご説明願います。

松浦議長 以上、山本三郎君の再質問について答弁を求めます。  
市長、児玉更太郎君。

児玉市長 建設計画にあります生涯学習センターの件につきましては、先ほど来、申しあげましたように、順次考えさせていただきたいと、こういうことでございますので、この前も、先の飛び磯から飛ばしてくださいということで、特老等の整備を先にするというのでやりましたんで、ひとつ、計画にあることはありますんで、これは承知しておりますんで、よろしく願います。

それから、道路の問題につきましては、建設部長が一番詳しい状況を知っておりますので、向原町時代の流れの懸案であって、なかなか用地の問題が解決できなんだという、長い歴史もあるわけでございますので、そこらを踏まえて我々も努力をしたいというように考えております。

児童館の問題については、福祉部長の方からお答えします。

松浦議長 答弁を求めます。

建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 山本議員の再質問、幹線道路整備について、補足の説明をさせていただきます。ご指摘のとおり、主要地方道広島三次線のやすらぎから三次側に向かいますには、まだ、旧来の小さい歩道があるだけで、歩道の整備が十分されていないと、これは今市長からございましたように、用地の問題とか、これまでいろんな問題が重なって、なかなかできていないということで、これを解決するためには、ある程度の大きな改良も必要ではないかというのがその当時の県との考えの中に出てきております。ご指摘のように、これをやりますには、県が平成10年に立っております新道路整備計画、これは10ヵ年計画で、平成22年まででございますが、ここらの中へ盛り込んでいく必要があると思います。今後ともそこらにつきましては、鋭意努力をさせていただきたいと思います。

それから東広島向原線でございますが、これにつきましても向原分が約10キロ近くございますが、山の中に入りましては非常に工事費も高くかかるということで、議員のご指摘のとおりでございます。これらも、今後、県が示しております工事費の縮減なども踏まえて、今後この整備路線の中へどう位置づけるかということが課題であると思っておりますので、その点も今後検討を進めて参りたいというふうに思っております。いずれにしましても、これらにつきましては、毎年、県と色々な道路整備について、事業打ち合わせをしておりますので、その中でもいろいろあれの方からの

要望ということで、話を出していきたいというふうに思っております。

それからもう1点、吉田豊栄線につきましては、先ほど申しあげましたNTTの交換機、大体数億かかるということで、これが新しく建て即切り換えということで、NTTとしても大変慎重な対応をしておられるということでございますので、この点につきましては、今暫く時間をいただきたいというのが県の方の考えでございます。いずれにしましても、バイパスにつきましては、大半の用地が済んでおりますので、早急に改良ができるよう、重ねて要望をして参りたいと思っております。以上でございます。

松浦議長 お諮りします。暫時休憩といたします。

~~~~~

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~

松浦議長 それでは、休憩前に続き議会を開会いたします。

ただ今、山本三郎君の再質問についての答弁を許します。

福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 山本議員さんの再質問についてお答えいたします。まず、児童館の運営委員さんの件でございますが、9名。先にお配りしていただいた中で、9名になっておりますけども、1館ですね、児童館1館ごとに5名以内ということになってございまして、安芸高田市には児童館が3館ございます。そして向原町の児童館につきましては5名以内ということで、4名の委員さん。それから八千代町にございます刈田児童館につきましては2名。それから根野児童館につきましては3名の委員さんがいらっしゃいまして、計で9名の名前が載っているということでございます。

保護者等への説明でございますけども、今、入館申込を今週末までに締め切りをいたしております。そういうことで、来週以降になりまして、それぞれ保護者の方へも説明をしていくようなかたちしております。この3千円でございますけども、おやつ代、自主運営費で、保護者の方の保護者負担として、その館を運営していただくのに、自主運営費として徴収をさせていただくということで、おやつ代。それから教材費ですね、そういうかたちの方へ充てさせていただくというのが趣旨でございまして、そのらの、同じような、児童館を同じようなかたちで運営させていただくということから、今回金額を統一させていただけたらということで、お願いをしとります。以上でございます。

松浦議長 以上で再質問の答弁を終わります。再々質問ありますか。

山本議員 議長。

松浦議長 15番、山本三郎君。

山本議員 まず1点目の新市建設計画でございますが、市長が順次取り組む段取りを考えるということでございますが、まあ市長の任期の間に、任期4年間の間に、計画と、きちっとした予算を計上するのを示していただくものは是非お願いをさせていただきたいと思っております。

そして2件目の、幹線道路の整備でございますが、いろいろ執行部局では、いろいろ説明し、対応されるという考えでございますが、昨日も同僚議員からも、市民に夢を与えて、そしてそれを実現するということが、夢を、私は与えるばかりではいけない。夢を与えてもらえたら、必ず実行してもらわんことには地域が栄えんことでございますので、夢を市民に見さすだけでは責任ができないと私は思いますので、責任ある公約で行政をやっていただきたいと、こういうことを2件目としてお願いしておきます。

そして児童館についてですが、今福祉部長さんは3つの向原児童館、刈田児童館、根野児童館、この3つの中で、各それぞれの運営委員をされとると言いますが、この条例にはそのことはどこへ載るとるんですかね。この条例にはそういうことは載っていない。ただ組織の中とか、運営委員の組織の中では委員を5人以内というんですけど、これはやっぱり条例で今のような詳しく載せてないことには、我々、この条例いうものは非常に重く感じておりますので、そこらは今後整理されるんなら整理してもらったかなと、私は、委員会は5人以内となっておるから、児童運営委員会には5人でされとるんだらうと思いますし、また、今のような答弁では、この条例は、もっとしっかりした条例でないと、条例の重みがなくなってくると思います。それと、保護者への説明ということですね、この1千5百円が向原町の場合、3千円になつとるんですが、これはどういう、運営委員会とかそういう協議会の中で、いつそういう話が出て、保護者へいつ連絡したか、この保護者の方は、市の広報の一部のところへ、今度は3千円になりますというのが上がつとるということで、初めて保護者の方もわかったような状態ということで、先の答えでは答えになつとらんのですよね。運営協議会では、こういう話が出た時には、こうなって、ここはこうすることで、保護者へいつの時期に説明をして、その了解を得たというような順序でないと、やはり、私達、議員が、保護者の方から、「議員さん、こうこうですが、知つとられますか」というようなことで、私はそういう説明は聞いとらん。そして、議員としては、答弁を、答弁といいますか、市民の方へ、よう知つとらんいうのもいい加減なことでもあるし、そうかいって、そのものがどうなつとるか知らんのも、私らも責任もあるし。こういうような状態があつたら、私はちょっと、我々議員としての使命が問われてくるので、こういうようなものがきちっと話合いができとるんなら、議員に説明が、するせんでなくしても、せつかく議会事務局があるんですから、そこへ、この度のどこのこの運営委員会とかどこのこの協議で、この方向に物事が進んでおりますよというくらいは、事務局の方へ、紙1枚でもあれば私はよくわかるんですが、そういういうことがないんですから、市民の方が問われてもですね、私らはよう聞いてないんですよいうて、いい加減な議員さんじゃなと、こうなりますんで、今後、充分そういうことのないように各部所をよく検討して、我々議員軽視につながらないようにお願いしておきたいと思えます。今の、児童福祉の3千円に上がった経緯

は大体わかったんですが、協議会でしっかり取り上げて、いつ頃に説明をされたかというのを、これはもう、3回しか質問ができませんので最後になるんですが、そこらをお答えしていただきまして、保護者の方へも再度しっかりお話をされ、了解を得ておかないと、3千円が高い安いにも関わりますが、3千円は、1千5百円上がったものが3人だったらどうなりますかということに。それは子育て支援とか、非常にいい、言葉はいいんですよ。今回は子育て支援ではなく、子育ていじめと、このようにつながるように私は気がします。是非、しっかりしたご回答をお願いします。以上です。

松浦議長 　ただ今の、再々質問について、福祉保健部長、答弁を求めます。  
福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 　はい。運営委員さんにつきましては、条例の中に運営委員会第7条に、各児童館に、という言葉が入っておりまして、組織として5人以内というかたちになっておりますので、各児童館にというところからいきますと、各児童館で5名以内というかたちでのご理解をしていただきたいと思います。8条の方では、委員会の委員は5人以内とし、というのは、その上の7条に、運営委員会というかたちでうたわれまして、各児童館という言葉が入っておりますので、そういう理解でお願いしたいと思います。

松浦議長 　休憩いたします。

~~~~~  
午前11時29分 休憩
午前11時31分 再開
~~~~~

松浦議長 　もう2点、質問があると思うんですが、協議会での説明、それから、保護者への説明ということ、答弁願います。

福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 　今回の利用料金の件につきまして、それぞれの館長さんの方にはお話をさせていただいております。そうした中で、これから来週以降、説明会をさせていただくというかたちで考えております。

それと、一人だったらあれなんですけども、2人、3人というかたちで子どもさんがいらっしゃる場合、同じように1人に対して3千円というのは、多額な金額になりますので、2人以降については半額というかたちで対応させていただけるようなかたちで思っております。以上でございます。

松浦議長 　以上で山本三郎君の質問を終わります。

続いて、通告がありますので発言を許します。

20番、亀岡等君。

亀岡議員 　はい、議長。20番、亀岡等でございます。通告をいたしております2件について、質問いたします。

まず、第1の質問でございますが、本議会に提案をされている安全推進対策と、派遣職員の受け入れについてであります。通告におきましては出向職員と書いてありましたが、これからにつきましては派遣職員というこ

とで申し上げさせていただきます。

市においては、ご承知のように、市民の安全推進につきましては、これまで県警吉田署の指導のもとに進められてきましたが、今回市役所の中に安全推進室を設置し、その陣容整備に県警からの派遣職員の受け入れを行うということ、先の市長の施政方針により明らかにされておるところであります。そこで私は次の諸点についてですね、質問をいたします。

派遣職員の受け入れは、これまでのように吉田署の指導では安全対策としての推進ができないという考えをお持ちなのかどうか。ご承知のように吉田署も同じ広島県警でありまして、その対応に遜色はないはずであります。吉田署の防犯についての指導や啓発が不十分であれば、吉田署とさらに連携を密にして対応すれば、安全対策の市政推進には事足りると考えるのであります。また、現在市におきましては財政の硬直化を理由に、市民に対しましても厳しい改革を迫り、さまざまな行政分野で経費の節減を進めておる中でありますが、既に事足りていることに対して、さらに増員人事を行うということは適当でない。市長自ら強調されておる改革ですね、昨日も申されましたが、血を流す改革をやらなければ現状を乗り切っていけないという言葉もございました。しかし、吉田署で事足りていると言えるこの件につきましては、あまりにも甘く、納得ができないのであります。本市の行財政改革から考えましても、容認できることではございません。市長のこれに対する所見をお伺いします。

質問の2点目は、12月議会でも質問をいたしました、人口増対策に関係して行うものであります。市の将来像を示して定住と求職の奨励をされたいということについてであります。

昨日も人口増対策に係る質問がございましたが、本市にとりまして極めて重要な課題でございます。人口増対策の具体策につきましては決して容易ではなく、その決定的と言えるものはなかなかないと言えましょう。しかし、12月議会でも申し上げましたが、本市の良さを活かした、市がこれから築いていく条件整備、また備わっている自然環境等を明らかに示して、市民に定住を促していくことが重要であろうと考えるわけでありませぬ。

先般来、市長も言及されておりますように、本市にあってはこれからの時代の人の住む条件は整いつつあるということでありませぬ。特に100万都市、今現在は百十数万の人口であります、隣接に広島市、そうした広島市がございませぬ。これへの交通難の解消対策、また将来の発展的展望の大きい東広島市への道路交通網の整備は、その速度というものはともかくといたしまして、具体的に進んでおるわけでございます。その他、本市を取り巻く諸条件を考えますとき、その将来像はおおよそ絵にできる段階にあります。市といたしましては、その点に大いに意を注ぎ力を入れていくべきではないでしょうか。

特にですね、先日来、話題になっております東広島市におきましては、学園都市、田園都市でありますし、工場の進出も多く、中でも建設が着手

されている半導体の工場は世界一と言われており、将来有望な発展的要素をなしている都市であります。本市におきましては、そうした東広島市に向かったの自動車専用道、東広島高田道路の北の起点が高田インターであります。この道路が完成すれば、東広島までの所要時間は約30分、これからの時代の若者にとっては快適な通勤距離であります。既に現在、私の家の集落から、毎日東広島に通勤しておられる方もおられます。ご承知のように、今東広島の企業におきましては、深刻な求人難と言われております。先を見越して考えれば、東広島は有力な求職先ではないかと思うのであります。

政治には、先見性が大切であります。人口増対策を市の施策として位置付け、交通網の整備をはじめ、市の将来像を明らかに示して、特にこれからの若者に対して東広島市方面への求職と本市の定住を促し、奨励していくべきではないかと考えるわけでありましたが、市長の所見を求めます。

松浦議長 　ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長 　まず、第1点の派遣職員の問題でございます。現在ご提案をしておりますように、安全推進室を設けたいと、こういうことで、ご提案をしておりますわけでございます。今まで高田郡防犯連合会という、6町でやっておりました防犯連合会の世話は、全部吉田警察でやっておったわけでございますが、先般来、お話をしておりますように、これが全部安芸高田市へ世話をすることが移ってきたと、こういうことでございます。交通安全推進隊とかあるいは防犯連合会とか、いろいろな仕事をやりよったわけでございますが、それが、事務局が全部市に移ったと、こういう問題もあります。それからご説明をしておりますように、新たに消費生活相談員と、それから家庭児童相談員制度を設けて、この人員配置をすると、こういうことであります。特に、消費生活につきましては、サラ金とか不当要求とか、いろいろ最近問題が出てきておりました、素人だけでは手に合わんという、そういう問題があります。もちろんこの消費生活相談員も、来ていただく人は、ある程度専門的な知識を持った人に来ていただくと、こういうことになるわけでございますが、もう少し突っ込んだ時には、やはり本当の専門に相談せにゃあいけんという問題もありますし、家庭児童相談員の問題も、最近家庭内暴力の問題あるいは児童虐待の問題とか、やはり早く手を打たないと、これは刑事事件に発展をするかもわからんと、そういう事態が、やはり今でも相談があるわけでありまして、そういうものに対応するために、専門職の派遣をお願いして、総合的に防犯連合会あるいは消費生活相談員、家庭児童相談員、そういうような相談にものってもらおうというようなかたちで、今計画をしておりますわけでございます。これには、いろいろそれぞれの立場でお考えはあると思いますが、ひとつご理解を賜りたいと、このように安心安全な町をつくっていくんだと、こういうことでご理解を賜りたいと思いますし、どうしても専門的なものは、人、立場の人は、専門から派遣をいただくということでないと。すぐ職員を養成すると、こう

いうとここまでなかなかいきません。現在でも行政の関係の職員は、6名ばかりを、今、派遣をして養成をしておるわけですが、例えば教育委員会に派遣を受けると、教育関係の専門職というのは、なかなか今、安芸高田市の職員の中で養成できませんので、どうしても専門職を今でもお願いをしておるということでございますし、また土木の入札の関係も、現在県から派遣を受けておると、こういうことでございますし、今度は吉田土木の事業が移譲になりますので、これもすぐ職員で対応するというのは、なかなか難しいので、1人ほどは県から派遣を受けながら職員の養成を図っていきたくて、こういうことで、非常に厳しい状況ではありますが、どうしても専門的な人の派遣を受けにゃあいけんという部署もあるわけでございます。ですから、これは年をかけて、できるだけ早く専門職の養成ということも、今考えておりますし、先ほど申し上げましたように、今、6人も県に派遣をしておると、安芸高田市の職員を派遣をしておると、こういうような状況でございますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

それから、次の、市の将来像を示し、定住と求職の奨励と。全く、亀岡議員さんのおっしゃるとおりでございますし、亀岡議員さん自ら、自分の集落へ、既に都市からご家族を移住さして、先ほどお話がありましたように、1人は東広島まで通勤をしておられると、こういうような貴重な実績を持っておられます。したがって、広い世の中には農業が好きだとか、本当に自然の中で子育てをしたいとか、あるいは定年後ゆっくり自然の中で暮らしたいとか、そういうような人が随分おられるわけでありまして。

県の農業会議に、空き家バンクというのがございますが、この空き家バンクも非常に需要が多いということでありますが、実際には、年に、正月と盆だけは戻らんにゃいけんけえ、貸せられんというような、貸してやろうという所は、もう大分傷んだ、大修理をせにゃいけんとか、というようなことで、空き家バンクの担当者に聞いてみますと、いろいろ希望は多いんじやが、似合うような家がないというのが実態だというように話をしております。そういう意味では、もう少し安芸高田の良さをPRしながら、そういう人たちを迎え入れる施策というのを、ひとつの施策としてPRする必要もあろうと思います。来たい人には、土地は世話はしてあげますと、こういうような施策を考えていかんにゃいけんというように、私も全く同感でございますので、今後そういうかたちで関係課と詰めていきたいと思っておりますし、先般来、小野議員さんのご質問にもありましたように、いわゆる若者定住というサイドで住宅建設もしていくと、こういうことを今後、ひとつの市の施策として打ち出してくる必要があろう、このように考えておるところでございます。後ほど、また補足説明はご質問がありましたら、担当の部長の方からさせていただきたいと思っております。

松 浦 議 長 以上で、市長の答弁を終わります。

再質問を、発言を許します。

亀 岡 議 員 議長。

松 浦 議 長 20番、亀岡等君。

亀岡議員 実は、この件につきましては、一昨日でしたか、条例の提案の時点におきまして、かなり議論をいたしましたので、できるだけ残るところを簡略にいきたいと思うわけでありますが、まず消費者生活の問題、それから家庭内暴力あるいは子どもの虐待と、こういった点はいちいちそこに出かけて行って、市役所職員が対応するというのもできかねるわけでありまして、そこで、こういうことは、その道のそれこそ専門機関なり専門筋に、市役所が中に立って、対応について運んでいくというのが、私は筋であると思えますし、そういった点でこの安全対策室をつくられると。この点は先般も申しあげましたように、承知をしているところであります。ただ、防犯関係につきましては、これは例えば申し述べられましたように、これまでの郡の防犯協会の仕事が、その事務事業が、市の方へ移ったとしましても、本来警察というのは、専門機関ですね。防犯対策なり、そういった対応を専門機関がそれこそ目と鼻の先にあるということの中で、主に相談室の推進室の仕事の主要な部分でない、防犯関係は、私は吉田警察署が担当してやっていただいて、当然可能なことであるし、市民もその意味では、今日まで市という行政体は、体面は変わりましたが、実質はもと高田郡6町のエリアに警察活動が行われておるわけでありまして、その点では、市民はそこに期待と信頼を寄せておるわけですね。そういった面で、あえて防犯関係につきましては、この役場庁舎内に担当人事を設置しなければいけないと、こういうことは、私は少し合理的でないというふうに考えるわけですが、もちろん、県からのそれぞれの総意ということになると思うわけですが、そういったことから、もう1、2点正してみたいのでありますが、この県警からのそうした人事によって、庁舎内に在籍をしてもらえば、吉田署によってできかねることで、その市役所内の担当者によってできるというような大きな力が発揮され、本来そうした仕事の筋については、市役所内に市役所職員となれば、市長の命令系統で働かれると思うんですね。しかし、警察なり県警ということになりますと、その権限者は最高の権限者は県の段階でいいますと県警本部長というようなことになると思うんですね。決して、先ほども申し上げましたが、吉田署であって、対応していただいて遜色はないと、こういうふうに考えるわけですが、吉田署でできないことが担当者として市役所に入って、お出でいただくならば、それができ得るのかどうか、そういうふうにお考えになっているのかどうか。また廿日市が数年前に、こうした安全対策室を設けて、県警、人事が行われていたわけですが、残念ながらご承知のように、廿日市市の市役所は下平にあります。わずか近いところの上平ですね、ご承知のように女子高校生の殺人という凶悪な事件が、昨年、もう1年近くなると思うんですが、発生をしているわけなんですね、絶対的でないんですよ、もちろん絶対ということは世の中にはないと思うんですが。本当にそれがどれだけ市役所内人事によって効果があるのか、それも極めて難しいことだと思います。ならば、やはり防犯の関係だけは、例え協会の仕事の事務事業が市役所に移っても、警察の方に連携を強めて対応していくなら

ば、充分市役所の安全対策としても効果を上げることができるというふう  
に考えます。

それからもう一つは、広島市、福山市、廿日市、この安芸高田市と、4  
市がそういった制度を導入することになるわけではありますが、しかし広島  
市は113万7千人ですね、今、人口。福山が約50万人。廿日市市も1  
0万人くらいですね。勢いすぐ市制になったからといって、そこと肩を並  
べてやらなきゃいけないんだというのではなくて、もうちょっと財政の節  
減も考えながら対応していくべきではないかと、このように思うんですね。

それから、本来消費者生活の問題、それから児童の虐待問題あるいは家  
庭内暴力の問題等は、私は、住民自らが地域の活動の中で地域自治問題と  
して、皆が意識の高揚をして、そういったことが起こらないように持って  
いくとか、問題解決を進める、問題が起きないようにするような雰囲気づ  
くりを行うとか、様々な、住民が主体となって行っていく、運動、活動の  
中に、自ずからそういったことは解決していくことができるんじゃないか、  
発生を少なくしていくことができるんじゃないかと、このように考えるわ  
けですね。むしろこうした問題こそ、これからの自治組織による、自治振  
興の地域づくりの主要な問題課題ではないかと、このように思っておるわ  
けであります。以上のことについてお伺いをいたします。

松 浦 議 長 再質問について答弁を求めます。

児 玉 市 長 議長。

松 浦 議 長 市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 ご存じのように、この論議は2年前の合併協議の中でも出たわけで、亀  
岡議員さんも充分ご承知と思います。そういう中で、2年経ってみて、か  
なり世の中が変わってきたと、そういう状況の中で、市役所の大きな仕事  
の中に、市役所にいけば住民の安心安全の窓口があると、こういうことは、  
今後行政として対応するべき一番大きな課題であろうと思います。住民の  
安心安全というサイドからいいますと。そういうことで、今回、この室を  
設けたと、こういうことでございますので、いろいろ考えかたによってご  
意見はあると思いますが、ひとつご理解を賜ればと思いますし、また特に、  
家庭内暴力とかいじめとか、そういう問題については住民運動の中で支え  
ていくという、これはやっぱり亀岡議員さんおっしゃるとおりの問題であ  
ろうと思ひまして、我々もその住民運動の中で、特に振興会が32ありま  
すが、そういう中で、その子どもの健全育成、非行防止、そういうことは  
振興会の仕事の一つとして、自主的な仕事の一つとして、今後やられるべ  
きものであろうと、このように思います。やはり、一番近いところの人が  
一番よく状況が把握しておるということ。それから防災組織の問題も昨日  
来、出ておりますが、この防災組織も住民自治の組織の中に、この防災組  
織のようなものを組み入れて、大地震の時でも、大水の時でも、やっぱり  
最後は隣近所のコミュニティーが頼りになると、こういうことでございま  
すので、ご指摘のとおり、今後この住民運動の中にそのような運動を取  
り入れていただくようにやっていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

松浦議長 以上で、再質問の答弁を終わります。  
再々質問ありますか。

亀岡議員 終わります。

松浦議長 以上で、亀岡等君の質問を終わります。  
お諮りいたします。  
この際、13時まで休憩といたします。

~~~~~  
午後 0時03分 休憩
午後 13時00分 再開
~~~~~

松浦議長 それでは、時間が参りましたので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

16番、今村義照君。

今村議員 議長。16番、今村でございます。先の通告に基づきまして、大枠3点をお伺いさせていただきます。

まず最初に、財政運営についてでございます。1番目として財政運営指針を作成されないかと、こういう点でございます。国、県あるいは本市においても、財政状況が厳しいことは今さら申すまでもありません。その厳しい中でも、どうもこれまでの財政運営に大きな変化があるようには感じられないのでございます。財政の健全化を目的として、数値目標を織り込んだ財政運営指針の作成が必要であろうというふうに考える次第でございます。その指針はこれまで述べておられますとおり、徹底した行政改革の取り組み。2番目としてこれもよく言われていることとございますが、優先順位を付けた事業の展開。3番目に起債残高が累積しない財政構造の確立。こういった基本方針を設定いたしまして、でき得れば平成20年度までに達成すべき数値目標は、経常収支比率は85%以内、公債比率は16%未満、起債残高比率は2.1未満というふうに目標設定を掲げて財政運営を行なわれぬかという提言でございます。

なるほど、標準的には先ほどいろんな比率の数字を言いましたが、それには達してないわけでございます。このことは、理想を掲げて難しいのではないかという観点に立って、先ほどのような提言をさせていただきました。

高松市では3年前から2009年までに達成すべき数値目標として、いわゆる先ほど申しました、経常収支比率ですと80%以内、公債比率については15%未満、起債残高比率につきましては2.0と、こういった標準値を数値を設定いたしまして、取り組んでいる事例もあるわけでございます。

本市とすれば、今後10年間の財政計画なら、その数値目標として掲げてよいかと思いますが、現状からすると施政方針にも触れられていると

おり、15年度末においては公債比率が17.8%、経常収支比率が93.7%と、こういうふうに警戒水域に達してありまして、さらに16年度、17年度を推計すると、それらはさらに増えることも予想され、17年度の予算編成からみると、将来への投資的事業の減少から、よほどの行政改革を早期に執行しないと大きな不安すら覚えてくるわけでございます。現状の認識では、無駄・無理・ムラを排除して、経常収支経費の圧縮をはじめ、人件費削減や事業見直しなど、言葉の上ではなくて行政改革大綱の策定にあたり、その財政運営健全化を大いに中心に据えたかたちでの大綱であって欲しいと思いますし、本市においてこうした財政運営指針を早急に作成すべきだと考えますが、この点についての市長のご所見をお伺いしたいのでございます。

次に、コスト計算書の作成について何うわけでございます。本市の行なう事業について、コスト計算書を作成されないかという問題でございます。民間では利益を追求するために、経費の節減あるいは企業努力、リストラなどで非常に苦闘しているわけですが、行政体ではどうもそのコスト意識というものが低いんではなからうかというふうに思うわけでございます。地方自治法にいう第2条で最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないというふうに規定されているのは、まさに行政コストの問題を指摘しているものというふうに考えるものでございます。行政の執行についても、コストというものを強く意識しなければならないのは当然のことですので、市長の取り組む姿勢についてお伺いをしたいのでございます。

既存事業と新規施設整備事業について、維持管理費などを考慮した総コスト計算書を作成することでございます。既存の事業では、その対象は市民サービスに直接関わる事業でございますので、事務経費に人件費や維持管理費、そういったものを加えた総コストの計算書をつくり、事業の継続あるいは廃止、あるいは外部委託、こういったことの判断材料にするわけでございます。また、新規施設整備事業では、箱ものの建設費や用地取得費など、イニシャルコストに加え、建設後の維持管理費など、長期のランニングコストを計算しまして、減価償却の考え方を認識した予算編成を行う、こういったもので、この仕事にどのくらい金がかかるかということを職員が意識し、民間の経営感覚を養うもので、実際に神奈川県横須賀市では5年も前からこの制度を導入しておるわけでございます。本市においてもコスト計算制度を導入されるお考えはないか、ご所見を何うものでございます。

次に、大枠2番目の審議会委員の公募のことでございます。この審議会のあり方も、先般の同僚議員の質問で出ておりましたが、少し観点を変えたかたちでこの点に触れてみとうございます。これまで、従来ある各種審議会を活性化するためには、委員を公募することについて提言をしたいのであります。先ほどの資料にも、本市ではいろんなかたちでの審議会がたくさんございます。そして、その委員は行政の方で選定し、任命している

のが実態でございます。行政の考え方で選定の任命をするために、審議会の名称が異なっても構成メンバーはまったく同じとは言わないまでも、重複しているのが実態でございます。こうした委員会では、新たな発想は非常に生まれにくいと思うわけでございます。あくまで行政主導の答申になるのが常でございます。今日び、自ら考え、自らが実行する時代に従来のこうしたあり方を考え直すべき時期に来ているのではないかと考えます。市内には、いろんな人材がおりと思うわけであります。行政の方では知らなくても、公園の問題であるとか、老人福祉の問題であるとか、あるいは森林の問題であるとか、いろんなかたちで、それぞれの分野です、一家言持っている人も少なくないでしょうし、そのことについて専門性を有している方もおられるというふうに思うわけであります。それらの方々の見識を大いに活用すべきであると思うわけであります。したがって、これから審議会ごとに、任期満了により、新たな委員を選ぶ際には、広報で公募し、足りない人数を行政側の方で選定するという方式に改めることにすることが、これからの審議会の活性化につながるというふうに考えますが、その公募制についてどのようにお考えか、所見をお伺いしたいのでございます。

次に大枠3番目の問題でございます。教科書採択にあたり、どのように対処されるお考えかという点でございます。今年度は4年に1回の教科書採択の年でございます。これまで、学校教育について語るとき、子どもたちの生きる力であるとか、そういった力を醸成する、あるいは学力を上げる、あるいは学校運営に関しての地域や家庭との関わり方、これらについてはよく議論がされているわけでありますが、教育の内容については、あまり触れられてきませんでした。今年度教科書採択にあたり、教育の内容を中心に据えられた教科書において、その教育長のご所見を伺うものであります。

まず最初に、従来進められてきた教科書選定の経緯をどのように評価されているのかという問題でございます。5年前にこの教科書選定にあたり、ちょっと古い話ではありますが、甲田町の教育委員会でこのことを質したことがありました。それによりますと、県内での教育事務所管内で現場の教職員を中心とする構成委員会でその選定にあたり、その結果何件かの候補教科書を絞って、管内でそのほぼ決定されたものを追認したかたちで採択されてきているというふうな認識をいたしておりますが、実態はどうか、お知らせを願いたいのであります。そしてその採択方法について、どういうふうな評価をされているのか、ご所見をお伺いしたいものでございます。

次に、教科書採択は、本来地元の教育委員会の任務でございます。文部科学省の検定を通った複数の教科書の中から、最もふさわしい教科書を選ぶこととなりますから、その責務は大変大きなものでございます。教科書の中で学ぶことで、答えが1つのことならそれほど問題はないわけですが、これから生きる上で人生観なり価値観なり、思想など含めて、

そういったことに大きな影響を及ぼす教科については、より公正な思考、国民としての常識を会得させる教科内容の教科書が選択されるべきだと考えますが、今年度どのようなかたちで採択を教育委員会としてされるのか、その方向性について伺うものでございます。

次に、その選定にあたり、その基準を如何なる視点に置かれるのかという問題でございます。この問題は本市の教育委員会が採択するんだという条件で質問するわけですが、中でも小学校の高学年、中学校の社会科、日本史、公民の教科における教科書の内容の中で、これは私の私感ではございますが、どうも日本の自虐史観や反日教育が目には余るというふうに思うわけでございます。その分野における基準をどこに置かれるのか、また各教育委員の認識が大いに相違した場合の教科書選定に、こういったかたちでこの方向を方向付けられるのか、ご所見をお伺いしたいのであります。

以上、大枠3点の質問をし、答弁次第によりましては自席で再質問をさせていただきます。

松浦議長 ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長 今村議員のご質問でございます。まず、第1点の財政運営の問題でございますが、ご指摘いただきますように、財政運営の指数というのは非常に厳しい状況になっておるわけございまして、いずれにしても行政改革は待ったなしという状況に来ておるわけでございます。そういう時点で、コスト計算とか、いろいろのご提案をいただいております。大変貴重なご意見を賜っておるわけでございますので、具体的には担当の総務部長の方からお答えをしていきたいと思っております。

それから、審議会委員の公募の問題でございます。これもいずれは公募というものを取り入れる時期が来ると思いますが、それぞれの審議会の内容によっては、やはり公募に馴染まないものもあるわけございまして、そこらを精査しながら、例えば10人の中の半分、2分の1は公募でお願いするとか、いろいろな方法があると思っておりますので、そこらも検討をさせていただきたいと思っております。これも、総務部長の方から詳しくはお答えをしていきたいと思っております。

教育委員会の問題につきましては、教育長の方からお答えをさせていただきます。

松浦議長 ただ今の質問に対して、答弁を求めます。

教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 ただ今の、今村議員の質問にお答えをいたします。まず、従来進められてきた教科書選定の経緯をどのように評価しているかということについてのお尋ねでございますが、教育委員会といたしましては、義務教育小学校の教科書無償措置に関する法律等の法令を遵守いたしまして、県教育委員会の適切な指導、助言、援助を受け、これまでも、また今年度も、また平成17年度も使用する教科用図書の採択を、適正かつ公正に行って参りたいと考えております。

今年度の対処の方向性についてのお尋ねでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号及び義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律に則りまして、教科書採択を行って参ります。教育委員会といたしましては、教科書採択は、児童、生徒により良い教科書を提供する観点から、教育委員会の権限と責任のもと、教科書の内容についての、充分かつ綿密な調査研究によって、公正かつ適正に行われるべきものであり、調査研究の充実に向けた条件整備をより一層図っていくことが必要であると認識しております。その際、専門的な調査研究を行う為に、選定委員会、また調査員を設置し、幅広く意見を聴取するため、選定委員会には保護者代表を2名選出し、開かれた教科書採択の事務の取り組みを行って参りたいと考えております。

選定にあたっての基本的な視点ということでございますが、平成17年度使用の小学校教科書図書は、それぞれの教科書の編集が、次の5つの観点でどのような特徴を持ってなされているか、客観的かつ公正に調査研究を行った上で選定をいたしました。1つは、問題の示し方、まとめ方あるいは知識技能だけでなく、学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力といった確かな学力の定着のための工夫における特徴。2番目は、問題解決的な学習、作業的、体験的な学習と、学習方法の取り入れ方の工夫における特徴。3点目が内容の構成、配列、分量における特徴。4番目が内容の表現、表記における特徴。5点目が発展的な内容の取り扱いにおける特徴の5点でございます。この5つの観点は、すべての教科に共通した観点でございます。

平成18年度使用する中学校教科用図書採択におきましても同様な観点で調査研究を行う予定であり、ご質問の社会の歴史的分野及び公民的分野の教科書においても同様でございます。中学校の学習指導要領に示された教科の学力定着向上のためには、安芸高田市の生徒にとって、最もふさわしい教科書はどれなのか、調査委員会によって明らかにされた特徴をもとに選定をしていきたいと考えております。以上でございます。

松浦議長 続きまして、総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 議長。今村議員さんのご質問の中にもございましたように、確かに議員さんご指摘の質問の事項のとおりと認識はいたしております。ただ、今日の国なり、地方の財政状況というものにつきましては、非常に厳しいものがあるのではなからうかと思っております。本市におきましても、ご承知いただきますように、昨年3月1日に合併をさせていただき、早1年という状況でございますけども、15年度までの、合併するまでの財政状況はどうであったかということ、今一度原点に戻らないと、次の段階とはなかなか進まないのかなというような思いもしております。そういう状況の中で、決して合併前の財政状況が高田の場合はどうであったかということになりますと、経常収支比率にしましても、大体の6つの町の町村というのは、90に近い、また100に近い状況という、財政状況であったわけでございます。そういうことで、15年度の決算というものは、そうした状況を見ますと、やはり93.7%という非常に高い経常収支比率を見と

ります。財政力指数につきましても、1番高いところで0.410。1番低いところで0.157ということで、高田郡のそれぞれ実施した町の財政力というのは0.295まで、15年度末で下がってるわけです。非常にそういう状況の中を踏まえたかたちの中の合併でありますので、今回も227億8千万という財源の予算規模でつくらせていただいておりますけども、他市の類似団体等と比べてみましても、非常に大きな予算が計上をされております。それは、何が原因があるかということは、この16年度の決算の中で、ある程度明らかにしないと、次のワンステップというのは入っていかれないという状況があるのかなという思いもしております。そういう状況で、今回、行財政改革の大綱に入らせていただいて、審議懇話会を設置していただいて、答申をいただくようにしておりますけども、議員ご指摘に伴います、行財政の経緯に伴います、参画につきましては、視点2の中でご指摘いただきました問題点につきましては、全部入れさせていただくとところでございます。

どうしてもこの行財政改革の中で、あらゆる角度から整理していかないと、ただ数値だけを設定するという事はならないのではなからうかなという判断を持っています。そういうことで、やはり成果重視に伴います、行財政経営の推進ということは、一番の問題として掲げさせていただきたいと思っております。民間の評価システムなり、目標管理制度なりというものも、視点2の中には入れさせていただきたいと思います。そういうことを、健全な財政運営の推進ということにつきましても、やはり民間が実施させていただいております、バランスシートといいましょうか、そういうようなところもですね、参考にしなくては今後の財政運営はいかないんじゃないかということも、こうした大綱の中で明らかにさせていただき、随時整理していくということの作業をさせていただきたいというように思っております。ただ、そうした財政改革的な関係の急務というのは充分認識しておりますけども、17年度のプライマリーバランスを、指数的にさせていただきました。

当然、借金である公債の発行額から、税収等歳入、公債費の元利払い、歳入歳出を除きますと、基本的な自治体の基礎的な財政収支というものが出てきます。一般会計につきましては、黒の4億2千273万6千円という黒字が出ておりますけども、他の後の公共下水道なり、特別会計の事業をやっているものは全部赤字で、マイナスを見とります。このことは、特別会計については、使用料を上げて事業実施しないと、やはり収入源を高くみないと、財源の補填はできないのかなというような認識もいたしておりますので、そこらにつきましては、受益者負担分のそうした特別会計に伴います事業については、原則が必要なんではなからうかと思っております。どちらにしましても、今年度そうした総合計画の中、基本計画、実施計画、また財政推計等の問題点の事務作業にも入らせていただきますので、当然、事務事業の実施にあたっては、具体的な目標の設定というものも、今は下水事業にしましても、そういう測定方法等もございまして、事業実施前に

についてはそういうかたちのものも投入していきたいというように思っております。

今後につきましても、行財政改革の答申のもとで、重点的かつ効果的な財源配分の執行に努めるような財政運営にさせていただきたいと思っております。そういう状況の中で、財政の、今、毎年の13億円くらいの財源不足が出てきております。このことが、どこに要因があるのかということも、16年度の財政の分析の中で明らかにしていけないと、難しいところもあるかなというような思いもしておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いたします。

松浦議長 以上で、市長並びに関係部の答弁を終わります。  
再質問があれば、発言を許します。

今村議員 議長。

松浦議長 16番、今村義照君。

今村議員 基本的には確かに指数を掲げただけでは意味がないということは私もよく知っているつもりでございます。ただ、原則的に、やはり数字を掲げると、それに近づけなきゃ意味がありませんし、それに向かってそのことが公にもなり、そのことによって、それに近づける原因追及も日頃の業務の中できっちりなされるという要素は充分にあるんだろうと思うわけでございます。したがって、先ほどの、先般の、助役の答弁にもございましたが、今年度政策大綱を定め、これから5年間の実施計画の中で、策定されるという明言がございました。その中に、具体的なかたちで、やはり理想は私が言いましたように、いわゆる標準値のかたちでやるのが望ましいわけでございますが、それはもういってみるだけの現状だろうと思うわけでございます。したがって、やはりその中で、ある程度数字を落とし込むことによって、やることを行政の方もあるいはそれに関わる審議会の委員の方を含めて、そこらへんの総意が得られるようなかたちでリードをされないかということ、改めてお聞きをしたいと思います。

次に、往々にして考え方の中で、一般会計については、なるほど、先ほどの中で言いましたように、起債残高については、あくまで各種の特別会計を含めたかたちでのトータリックなかたちでの見方が全体的に必要なだろうというふうに思うわけでございます。そのことについて、その特別会計の各事業のあり方の方向については、先ほど姿勢を示されましたが、これらの連携をやはりきちっとその財政担当と各事業部担当との中で、連携したかたちのものでないと、その効果は非常に乏しいものになるのではなからうかというふうに思うわけでございます。そこら辺を、今後どういったようなかたちで進めて行かれる姿勢なのか、お伺いをしたいと思います。

次に、審議会の公募のことでございますが、馴染まない事項も確かにあるかと思えます。市長のお考えになっておる各種審議会の中で、どういったようなことが馴染まない事項なのか、ちょっとお聞かせを願いたいのと、それと先般の答弁の中で、なかなか公募しても時間的な折り合いなりあるいは出てきてもらえないという状況があるというご発言がございま

した。ここ、今年度の、私も2～3の審議会に関わっておりますが、その経験からすれば、いわゆる策定をする準備期間があまりにも短いのではないかというふうに思うわけでございます。1週間なり1ヵ月で、その審議会を構成する、その中でバタバタと、それぞれ委員を設定するというようなやり方ではとても公募などできませんし、また時間的な関係で、そのことが、そういった対応ができないということでございますが、やはり審議会の性格上、必ずしも勤務時間内にやるという必要はないだろうというふうに思うわけでございます。いわゆる開会の時期、時間についても、フレキシブルな対応ができるような仕組みを考えてみるべき必要があるんではなからうかと思っておりますが、そこら辺についてのご認識を、お伺いをしたいと思います。

次に、教科書問題でございますが、今年度、市がその任務を与えとるということを聞きまして、非常に安心をいたしました。確かに、今の5項目の基準にたって、それを選択基準に置くんたという、極めて明快な返事でございますが、これまでの中身の中で、なるほどちょっと主観は違うかもしれないませんが、やはり日本人として、あるいは安芸高田市の市民として、これからのあり方の問題として、その、習う子ども達が、自信を失うようなかたちでの、生きる上で、ものは非常に避けたいという思いがございます。そして、やはり現実、歴史は脈々と受け継がれていると思うわけでありまして。その日本人としての誇りを、あるいは事業をもって追いつける教育は、これから世代に羽ばたくであろう青少年のためには、大いに必要であろうという思いがいたします。それには、やはり日本なり、あるいは愛郷心を持ったかたちでの、正しく郷土を認識し、日本を認識したかたちでの教育が望まれるというふうに思うわけでありまして。そういった観点について論議をしようとは思いませんが、これまでの教科書の中には、私は現実存在するんだらうというふうに思います。そこら辺の考え方について教育長はどのように把握をされておられるのか、併せてお聞きをしたいと思います。以上です。

松 浦 議 長 　ただ今の、再質問に対し答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 　審議会等の委員の公募の問題でございますが、まずどこにその公募に馴染まん審議会があるかというお問い合わせでございますが、この例えば、文化財の保護審議会の委員等、やはりある程度そういう経験とか知識がないと難しいような状況もあるわけでございまして、例えば高宮の田園パラッツォの運営協議会の委員等については、それぞれの分野から女性会から出てもらう、文化会議から出てもらう、青年会から出てもらうと、そういうような代表でございますね、出ておりますんで、半分は公募したいようなかたちになっておると思っておりますんで、今後公募に馴染む委員会があれば、そういうものから、やはりそういう試行をしていくということになるかと思っております。

松 浦 議 長 　引き続き、答弁を求めます。

助役、増元正信君。

増元助役 先ほどの行財政改革大綱につきまして、昨日、5年間の実施計画の中で、実施をしていきたいというお話をさせていただきました。16年度におきまして大綱を定めます。5つの視点であったと思いますが、その視点に従いまして、細目の実施計画を17年度で正していただきたい。それも17年度の早い段階で樹立をさせていただきたいと思っております。その中には、数値目標を定めまして、一つの目標を定めて、それに向かって努力をするというかたちで、財政計画あるいは例えば、職員の適正化定員計画でありますとか、あるいはその他にしましても、滞納の収納率をここまで上げたいと。あくまでも努力目標になるかもわかりませんが、先ほど議員さんご指摘のとおり、一つの目標として掲げて、それを実施をしていくと。期中において、それをどこまでできたのかと。なぜできなかったのかと。どうすればできるのかといったような評価を加えながら、5年間実施をして参りたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

松浦議長 答弁を求めます。

教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 先ほどの質問に、自信を、子ども達が自信を失うような教科書は避けたいという思いが述べられました。私もそのことについては重々心得ておるつもりでございますが、教科書は教科を学習するための主たる教材であるということについては、教科書を選定にあたりまして、充分腹の中に納めて選定をしていきたいと思っておりますし、歴史公民の教科書について、様々な動きがあるということについても承知をしております。ただ、教科書といえますのは、全国的な子ども達の教育についての教育水準の意志あるいは教育の機会均等というために設けられた、学習指導要領に基づいて教科書が編集され、それを教科書採択の審議会の検定を受けて、それが回ってくるわけでありまして、我々は学習指導要領の趣旨を、先ほど申し上げました観点に立って、本当に今ある安芸高田市の子どもたちにとって、一番わかりやすく、そして身に付くものであるかという視点を踏まながら、選択を、選定をさせていただきたいと、このように思っております。以上でございます。

松浦議長 続いて、総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 このバランスシートのプライマリーバランスシートの基本的に原因をある程度見てますと、やはりシートの出し方というの、市債の借り入れ、公債費というところのチェックを考えておるのではなからうかと思っております。基本的に事業費に対する借入金、特別会計については多いというのが現実にあるわけです。だから、昨年16年度も多少の調整をさせていただきますが、より一層今年度調整はさせていただいた経過でございます。ただ、継続事業、旧町の合併前の引継の事業がございまして、16年度、17については予算の枠等の関係があつて、多少事業を落としておりますが、全体を落とすということはありません。このことは、そうした市債の

借入れに伴いますものが多いというのは、事業の増が多いという状況になっているのかなという思いもしておりますし、さっき言いましたような、受益者負担の原則というもの、ある程度、各特別会計については必要になってくるのかなという思いがしております。

それと、今日の下水道事業等については、やはり事業再評価システムというものをつくらなくては国費の補助対象になりません。そういうことについては、原課の方とも連携を取らしていただきながら、こうした均衡を取れる財政運営を実施をさせていただきたいというように思っております。以上でございます。

松浦議長 これをもって再質問の答弁を終わります。  
再々質問ありますか。

今村議員 ありません。

松浦議長 以上で、今村義照君の質問を終わります。  
続いて、通告がありますので、発言を許します。  
12番、金行哲昭君。

金行議員 12番、金行哲昭でございます。私は、通告どおり市道認定後の道路整備についてと、広報・公聴活動についてを大枠2点、市長並びに関係部長、市長ができない場合は関係部長でございます。よろしくをお願いします。

まずはじめに、市道認定後の道路整備でございますが、合併に伴いまして町道より市道になっております。合併前、各町では合併があるということで、やられたのではないんでしょうが、農道を町道に格上げされて、市の方へされた部分があるんじゃないかという推測ですが、これがあるんじゃないかと。まあ、あるなしは別として道路台帳の整備は必ず必要と考えます。なぜならば、合併前の農道に対しての分筆等々で、市民等のそのままだったらトラブルがあってもいけないので、まず私はそういうところを考えまして、道路台帳は確実にやっていかななくてはならないんじゃないかということです。

まず、認定しますと幹線名、起点、終点等々を公示していかななくてはならない法律となっております。道路管理者は道路法に基づき道路台帳を保管し、住民等の要望があれば閲覧をするということになっておりますので、その点、本市では道路台帳整備ができているのか。合併して1年でございますので、やりつつあると思いますが、その点はどうなってるか、また、せっかく市道になっての管理運営等々をお聞きしたいと思えます。それがまず1点でございます。

2点目には、広報・公聴について伺います。市の行政のPRは、行政の内容を市民に理解をしてもらうのに、この広報いうものを投げなしにはできないと、私は強く感じております。市の機構からみますと、現在の広報活動は企画課にあって、広報係がやっておられるんだと思いますが、ただ、広報紙を発行して下さっておりますが、広報活動と言いましても、一口で言っても非常に広い広いもんでございまして、難しいものであります。この広報は、市民への行政の理解をしていただくのに必要な分野であり、私

は、本市としても広報係、担当というものを強化する必要が、今からの市民に理解してもらうのに、強化する必要があるのではないかと考えております。積極的に住民に全般にいろんなことをお知らせする、広く住民から意見を聞き、行政の推進をしていくことと、このことの行政の理解を深め、市民への福祉を喚起することを極めて重要な仕事と思います。

このような観点から、本市の広報係の強化と市民へのPRの徹底を図るとともに、市長が以前から、昨日も本日もですが、市民からよく聞くと言っている公聴活動について、どのようにお考えになっておられるのか、具体的にお聞きしたいと思います。

また、いろいろな広報活動でもありますが、最近、インターネットがかなり普及してありますが、まだインターネットが全てはございません。ご年配の方、若い者の中でもそれはできないこともあるし、公聴等ではそれをカバーしていく、広報等でもカバーしていかななくてはいけない。また、安芸高田市サイトなどの意見がなんぼかアクセスされてます。そのアクセスをされた意見などをどのように処理をされているのか、お聞きします。

あとは、答弁によっては再質問を自席でさせていただきます。

松浦議長 ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長 はい、議長。

ただ今の、金行議員のご質問でございます。広報、また公聴の問題でございますが、現在、自治振興部で広報紙を、まず発行をしております。それからホームページもつくっておるわけでございますが、また、後ほど担当部長の方からお話をしたいと思います。随分このホームページへの方へのアクセスもあるようでございます。それから、公聴についても具体的には担当部長の方からご報告をしていきたいと思いますが、できるだけ地域の要望には応じて、土曜日でも日曜日でも出て行くと、こういうことで公聴を行っていく気持ちでありますので、よろしく願います。以上、具体的には担当の部長から報告をさせますが、道路台帳の問題でございますが、これはご存じのように、合併前の町村、町では、かなりこの台帳の整理が行われておりましたが、これもかなりの予算を伴うという問題で、完全に合併までにやられてこられた町村が、町が、どのくらいあるかというのは、私も把握しておりません。合併間際に市道になったところについては、おそらく、合併後にこれをやらんにゃあいけんということでございますが、具体的には担当の部長から報告をさせます。

松浦議長 引き続き、建設部長、金岡英雄君、答弁を求めます。

金岡建設部長 金行議員さんの市道認定後の道路整備等についての質問の補足説明をさせていただきます。大きく分けて、整備と道路台帳ということであろうと思います。道路整備につきましては、合併前町道であったものが全て新市に引き継ぐということで、市道として道路法に基づき、市が現在管理をしております。その延長は概ね815キロということでございまして、その内、改良済延長が6割をちょっと切る程度、460キロ余りであると今

確認をしております。旧町におきまして、骨格をなします幹線市道については、概ね整備されていると思いますが、今後は、引き継ぎました継続事業並びに新市建設計画に掲げられた路線について、優先順位を考慮しながら順次整備を行っていきたいというふうに考えておりますが、先般来いろいろ出ておりますように、大変厳しい財政状況の中で、やはり地域に合った整備を考えるということで、コスト縮減対策、また、現在継続中の中でも、そういうものをある程度加味した道路整備も今後必要になるのではないかと考えているところでございます。

次に、道路台帳整備でございますが、議員ご指摘のように、道路台帳は、道路管理者としても大変重要な台帳でございます。それには、やはり基礎的事項としまして、起点終点、路線名は、無論、道路幅員等を記載し、構造物の状況等を記載したものを備え付けておくということが、道路法第28条に義務付けられております。これらにつきましては、合併前整備された町も、今、市長の話にございましたように、ございますが、実は、内容を申し上げますと、八千代、美土里、高宮については合併前に概ね整備をされておりました。現在、新市になりまして、吉田、甲田、向原、路線数で83路線ございますが、これの新規認定あるいは区域変更、改良あるいは廃止という作業を現在しておりまして、今年度末に台帳の整備ができるという状況にございます。これらを整備をいたしまして、今後の市のいろんな整備の中でのまた、これらがまた、交付税等の算入の基礎ともなるということでもございますので、できるだけ速やかにやりたいというふうに思っております。以上でございます。

松浦議長 続いて、自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 それでは、広報公聴活動について、私の方から補足の説明をさせていただきたいというふうに思います。市民の皆様への広報活動につきましては、広く情報をお伝えをし、その情報を共有することが、いわゆる協働のまちづくりの大切な条件であると、このように認識をし、取り組んで参りました。具体的には、広報活動としては、広報紙、広報あきたかたとそれからホームページをもって実施をしておりますけども、特に、広報あきたかたは、市の施策をわかりやすく伝え、市民の皆さんが主役になっていただける、そんなような広報をつくるということを基本方針といたしまして、毎月1回の発行で情報の提供をしておりますところでございます。市民の皆さんに、特に一体感を持っていただけるということにつきましては、32の振興会にそれぞれレポーターになっていただき、その人を配置をしております。地域の情報やいろんな分野でご活躍いただいております方々の紹介などを実施しております。広く市のPRも実施して参りましたが、今後におきましても、より広報活動に重点をおいて参りたいというふうに考えてるところでございます。

また、ホームページでございますけども、先ほど市長から触れていただきましたけども、ホームページを開設をしまして1年少し経ちますけども、27万4千667回のアクセスをしていただいております。相当のアクセス

を市民からいただいているというふうに考えております。中身につきましては、非常に編集のしやすい画面を持っておりますので、それぞれの職員が主体的に編集するようなことができるようになっておりますけども、一部、古い情報等もあるようでございますので、引き続き紙面の充実、最新のものをすばやくお伝えできると、そういう環境づくりに努めて参りたいというふうに思います。

公聴活動につきましては、安芸高田市協働のまちづくり懇談会開催要項と、こういったものを定めまして実施をしております。具体的には、支所を単位とした支所別懇談会、それから市内32の地域振興会を単位とした自治懇談会、そして市内の各種団体の皆様を対象にした、団体懇談会という3つの制度をもちまして、実施をさせていただいております。今後とも市民の皆さんと膝をつき合わせて、ご意見をいただきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

次に、広域サイトの問題でございますけども、現在、安芸高田市代表メールへの電子メール事務処理手順ということで、ご意見なり、ご質問等が、企画課の方へ、全部入るようになっておりますけども、その事務処理の手順を定めまして運用をしております。まず、メールが企画課の方に参りますので、その内容を確認をし、各担当課に振り分けてメールを転送いたします。その後、その処理は担当課で行いまして、どういう処理をどのように行ったということが企画課の方へ報告されることになっております。件数でございますけども、平均しますと、1日あたり大体2、3件程度、いただいているということでございます。以上でございます。

松浦議長 以上で、市長並びに担当部長の答弁を終わります。  
再質問がありますか。

金行議員 議長。

松浦議長 12番、金行哲昭君。

金行議員 道路台帳ですよ、大変でしょうね。これはほんまお金もかかるし、市長がいろいろお金もかかるし、お金がかかるから投げとくわけにはいから、部長、適切にやるということですから、やってください。これは、やらんにゃあいけんことですから。それで、部長、金岡部長、市道でありながら、舗装のしてないところがあれば、あると言ってください。どことは言わんでいいですから。あればですね、わからんにゃあ、わからんでいいです。それ1件。

それと、市長、この公聴活動でございますよね、いろいろ、市長はこまめな方でいろいろ意見は聞いてくださってるんですが、例えば、「もしもし市長の電話」とか、「市長の面会日」とか、いうものをつくってくれという要望があったらつくる気があるか。全然そういうことはせんでもいい、振興会があって、それから、なんかいうことが、もしそういうことが、意見が市民からありますと、つくる気があるかないか、それを1点聞きます。まず、その2点お願いします。

松浦議長 まず、市長の答弁を求めます。

児玉更太郎君。

児玉市長 市民である以上、どなたからでもご意見を聞くという立場にありますので、そのようなご意見があれば、聞く機会をつくらしていただきたいというように思います。

松浦議長 続いて、建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 はい。再質問にお答えいたします。市道で舗装がしてないところがまだ残ってるかということでございますが、筋ははっきり覚えておりませんが、幾分残っております。ただ、かなりの部分舗装が済んでおります。それと、舗装が古いものもございまして、これらにつきましては、また、維持修繕などで対応を考えているところでございます。

松浦議長 再々質問を許します。

金行議員 はい、金行。

松浦議長 金行哲昭君。

金行議員 はい、金行です。今の、市長がそういう市民を代表するというので、そういう意見があれば積極的にやるということで、それはまあ、よろしゅうございます。部長も残っとることは、やって直すということで、それは、台帳整備とともに、それを直していくということで、再質問、答弁いりません。企画部長、田丸部長、自治振興部長、サイトの分でご意見があつて、それをまた返すということでして、それで、いろいろなご意見がありまして、その返した、その市民に返したので、そこで市民からのまたの、またそれ返して、というような、ありがたいとか、そういうものがあつてこそこの行政との市民とのパイプができたので、そういう、後からの、また、返事を、問題を出して、答えを出して、またこれをフィードバックというのは、自治振興部長、そういうことは、あれば、あつたということをお聞きしたい。なけらんじゃあ、なかつた。ただ、返しただけじゃあということがあつたか、そういうご意見等々で、そこの中のコミュニケーション、また、広報活動の大事な分が生きてきたんじゃないかという、私は認識しとるんですが、そういうことがありましたでしょうか。

松浦議長 ただ今の再々質問について答弁を求めます。

自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 はい。行政の質問なりというのは、このメールだけでなしに、文章でいただくこともございます。それにつきましては、私の判断する限りでは、各担当課とも、非常に迅速に丁寧にしておるといふふうに思っております。そういった中で、当然再質問というかたちでいただいているものも当然ございますし、さらに、またそれに丁寧に対応するというのをしていただいております。また、そういったことの中で、的確な回答であつたということで、誉めていただくことも、当然、時にはございます。以上でございます。

松浦議長 以上で、金行哲昭君の質問を終わります。

お諮りします。この際、2時20分まで休憩いたします。

~~~~~

午後2時05分 休憩

午後2時20分 再開

~~~~~

松浦議長 それでは、休憩前に続きまして、会議を開きます。

続いて通告がありますので、発言を許します。

18番、岡田正信君。

岡田議員 18番、岡田正信でございます。先に通告しとる点を市長並びに教育長にお尋ねいたします。

初めの大題では、三位一体改革の動向と安芸高田市政の取り組みについてでございます。その中で4点ほどお伺いするものでございます。私は、三位一体の財政改革が、この安芸高田市財政にどのように近年どうか、去年から合併ですが、地方自治体に影響してきているかと。前回の予算編成にかかる定例議会でありました12月でも、このような主旨のことをお伺いしたところでございますが、この間、国の今年度の予算が決定して以来ですね、関わりがどのように変わったかということがあるわけで、お尋ねするところでございます。

市長の施政方針の中でも、このことは三位一体の問題が取り上げられまして、国と地方との役割分担、根本を見直して国がやる、国の関与や余分な行政コスト削減して、地方公共団体が自らの権限を責任において最小の経費でそれだけ最大の行政サービス、こういうするのが本当の地方分権と、こういう目的だろうということを述べられておりますが、しかし、本来政府がこの地方分権をいいましたときは、そういう方向であったんでしょうが、年を追うごとにですね、三位改革がうたわれて、言い出されたころ以来ですね、この本来の地方分権と主旨とは随分変わった方向で進んできているのが今日の状況だと、私は認識してきておるのであります。

昨年この地方6団体がいろいろと改革方向へ向けての意見あるいは行動をされましてですね、政府の財源を数兆円地方に対しての減額を国庫負担を含めての地方交付税、それらを含めてのこの削減が、今年の国の予算では大方この4年度と2004年度、去年のと同額ぐらいになったと。さらば、どのように影響していくかはこの予算の中の特別審査委員会でも、私その点は詳しくお伺いするところですが、大まかに言って、地方の安芸高田市の地方交付税、普通交付税は増えておりますが、それに伴っての減債補填債、これは減っております。それと、市税は自動的に増えておるようでございます。これは国の特別控除が配偶者の特別控除の点がなくなりましたから、自然増収とかたちでなったかのように、私は思っておりますわけですが、こういう状況がですね、行なわれている中で、地方財政、安芸高田市のこの財政そのもの、いろいろと苦慮されて予算編成されたということは、これまでの同僚議員の質問なり、答弁なりで明らかになったわけですが、市民とこの安芸高田市のキャッチフレーズであります、市民と協働のまちづくり、こういう点ではですね、痛みがひどすぎるというのが先日の質問の中でも、今日の質問の中でも各所に出てきたように、私は伺

っております。

これは2点目の問題になるわけですが、施政方針の中でも箱物の建設、その他は特例債が適用になるか、特例債でこの適応になるからといって、先行投資といいますか、先だつての条例問題でも土地買収の問題でも出ましたように、私がここに出しとりますように、特例債だけが目玉商品で対応されとる市長の姿勢が伺えると。同僚議員の長期の財政計画に対しましても、不必要なといいますか、塩漬けになつとる土地建物のこれからどうするかということが、話しがありましても、長期にわたっては10年間の保障されとる特例債が最優先して財政上は考えるというような答弁が、聞いた上ではですね、あまりにも目玉商品といいますか、特例債が市長の頭から離れんのじゃないかと、このように私は伺ったところであります。その点について、市長の見解をお尋ねするところであります。

前後しますが、教育長に対しましては、国の1番目でお伺いしております、補助金の負担、国の補助金といいますけれども、これは義務的な義務教育に関することですから、当然国が負担をしなくちゃならないものが、今年度の国の予算では削られとりますから、この点では、安芸高田市に対しましては、教育関係でどのように影響が出とるのか、お伺いするところであります。

3番目の人的業務委任、委託という問題は、先だつても議論になりましたように、臨時職の雇用関係を一応解雇して、民間会社に委託とすることでございますが、これも先日、補正予算で3億あまりの債務負担行為が出た時に分かったわけですが、しかしこれも、市長の言われるその協働理念の安芸高田市をつくるという観点から申し上げますと、ちょっと痛みがひどいんじゃないかと、私は思うんです。ただ、その経費節減といいますけれども、あらゆる6町の持ち込んだ、旧6町の関係のものが入ったから、賃金体制あるいは雇用関係、手当の問題がバラつきがあったからということで、その民間へ委託業務をすると、そりゃあ雇用されている臨時職員の皆さんもそうですが、預けておる親にしましても、保育所で携わる職員の方も、どっちも困るんじゃないかと。今年はその職場へ、その職場からよそへは行かんという話しではありましたが、やっぱりひとつの企業が人事を左右するところへ預けるわけですから、来年、再来年、将来が保証されるわけないんです。そういうことを考えると、まあ、私から言えば、人輝く安芸高田市にすれば、ちょっと無謀じゃなかったかと。この件についてお尋ねするところであります。

4番目には、私いつも市長と会ったときに話しはするんですが、この旧町村の名残であります、そのままの条例、規則を持ち込んだから、同和地区に対する援護資金の支給、現に規則が生きとるわけですが、これを未だに特別扱いしているということをお尋ねするわけです。児童館の問題にしましても、臨時職員の問題にしましても、まだいろいろあるでしょうけども、6町がそれぞれの状態のまま持ち込んだ関係で、バラツキが残っておるでしょう。しかし、同和地区に対する援護資金支給というこの点につき

ましては、1町だけが全くないと。あと6町はあったからそれを生かして今日まで続けると。くどいようですが、同和対策事業というのは、国の法律ではもう失効しとるわけです。ですからこの点も一般事業に移してですね、所得が18万円以下の人には対応するのが、この援護資金の条例の中身ですが、そのようなところをですね、やはりこの際、市長の考えで、6町が一つになって、そして援護しなくてはならない市民には全て行うという立場に立って、まさに行政と市民が、ともに汗を流して人輝く安芸高田市の新しいまちづくりがスタートするのではないかと。私はこのように考えるわけです。

4つの点にお尋ねいたしました、あとは自席にて再質問させていただきます。

松浦議長 　ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長 　最初の岡田議員のご質問でございます。三位一体改革の動向と安芸高田市の取り組みということでございます。この三位一体改革というのは日本全国の国、県、地方を巻き込んだ改革であるわけでありまして。結局は国に財政的な余力がなくなると、こうすることで、そういう方向にならざるを得んという流れができてきております。

ご存知のように、国は本年度約80兆円の一般会計の予算を組んでおりますが、財源内訳を御見込みと約42兆円あまりがいわゆる自主財源と言われる国には財源といわれるものは税金しかございませんので、税金が42兆、あと足らん38兆あまりを、結局国債を発行して80兆円の国の一般会計を賄ったという状況があるわけでございます。そういう状況を一刻も早く脱却したいと、いわゆるプライマリーバランスという、入る方と出る方をバランスが取れるようにしたいという、国債を借らずにバランスを取っていかうというのが国の方針であるわけでございます。そういうことで長年のそういう国債を発行したために、約500兆円を超える国債残高があるわけでございます。そういう状況の中でございますので、家庭で例えますと400万円しか収入のないものが毎年800万円のくらしをして毎年400万円余りを借りてきたけえとうとうそれが積もり積もって5千万円になったというのが実態ではなかろうかと思っております。そういうことで、国の財政的な窮状というのも分からないわけではあります、これが結局は三位一体改革に出てきたということで、この三位一体改革というのはご存知のように、地方へ行く補助金と交付税を減らすが、その代わり地方へ税金のもとをやるから、その税金で減っただけの補助金と交付税を賄えというのが三位一体改革でございますが、これをまともにやったら東京都だけが得をして、あとの県やら市町村というのはとる財源がないと、税金を取る財源がないと。こういうことから、非常に困っているというのが実態でございます。そういう状況のなかで本年度平成17年度だけでも、その三位一体の影響が約1億1千700万円、安芸高田市はマイナス要因としてでてきているというのが実態であります。そのような中で、ど

うしてもだんだん財源が不足してくると、どうしても財政の合理化をしなければいけないというのが、今回一連の合理化の流れであるわけございまして、そういう点はひとつご理解を賜りたいと思います。したがって、このような本当に血を流す合理化をやるということになりますと、やっぱり四役、職員自ら血を流して、皆さんにご協力せにゃあ、お願いするしか方法がないということで、ご存知いただきますように、四役の給与カット、また組合の方も同意をしてくれまして職員の給与カットをやりながら皆さんに痛みをお願いしたというのが実態であるわけございまして、それぞれにやはり職員、臨時職員の立場からみればいろいろその言い分はあると思いますが、まったく明日からやめてくれえというわけではないんで、同じように雇用をさせていただくが、雇用する場が違うてくるわけございまして、今後は我々もその点については十分身分が保障できるように努力をしていきたいと思えます。このことは、後ほど助役の方から説明をさせていただきたいと、このように考えておるところでございます。そういうことございまして、いずれにしても財政的にはだんだん逼迫をしていくと。ただ、我々がその望みをかけておりますのが、合併した自治体については、交付税の減額を10年間は合併しない町村よりかは緩くしていくというわけでありまして、もし合併しておらなかったら、鳥取県の智頭町のように職員の給与を去年も1割、今年も2割とこういうようなカットをせざるを得んとこういうような実態になっておると。これはどっこも合併せん町村というのはそういう実態が出てきておる。それは交付税がどんどん減ってくるという、合併特例で交付税の減り方が緩いという、特例が受けられんという問題があるわけございまして、そういうことで、もしか合併せなんだら、本当に厳しい状況になっておったと、こういう状況が見えてくるわけございまして、そういう点の、ひとつご理解を賜りたいと、このように思うわけでありまして。

度々言っておりますように、せめてもの財源確保の望みというのは、特例債が10年間は認めてやろうということがありますので、この10年間に徹底的な合理化をしながら、どうしてもやらにゃあいけん問題については、この特例債でやっていくと。今後、先ほど来、いろいろ話しがありましたが、特に特別会計の上水、下水の問題がですね、今後大きな市の財源の足を引っ張るもとなる可能性がありますというのは、特別会計というのは当然要っただけは皆さんから料金を徴収せにゃあいけん。しかし、今の実態を見るとですね、足らずは全部一般会計から補填するという状況がありますんで、もう持てんようになりますんで、要っただけは皆さんからもらうという原則を貫かないと、財政が持てんようになるんじゃないかというように思います。しかも今からやる上水、下水は、ものすごく金がかかる、今やっております丹比地区の上水にしても、1戸あたり1千万円の事業費がかかると、こういう状況を続けるならば、将来これだけで市役所の財政を破綻するということが予想されるわけございまして、何とか知恵を絞って安く上げる方法はないだろうか、こういうことを、今研究

をしておるところです。そうは言いながら、やっぱり住民の生活の向上を考えりゃあ、上水、下水というのはやっぱり必要なものであるということでございますし、この間から我々も頭をひねっとるんですが、美土里町の横田地区の簡易水道計画をしておりますが、なかなか水がないということで、水源を今探しております。しかし、美土里町には本郷地区に農林省の補助金でやった営農飲雑用水という施設があるわけです。これは僅かに5%しか加入しておりません。皆さんが。水は有り余っとるんですよ。敬覚寺のつい前までは本管が来ております。本郷地区から。それをもう500メートルほど延ばして、横田の簡水をやりゃあええじゃないかと、これが結局規制緩和ができんということで、農林省がやった補助金と簡易水道はだめだという。これは担当者が言うんですよ。あがあなことはないけえ、もう一遍県へ行って、国へ行って実態を話して緩和してもらえと、規制を。そういう話しをしておるわけでございますが、いろいろやっぱりやっておりますとですね、課題があります。そういうことで、そこらをつつとつできればクリアしながら財政負担を避けていくと、こういう方法で、今考えておるところでございます。

あとは、助役、それから市民部長からは同和対策事業の問題について、この同和対策事業につきましても、もう原則は一般へ移行するということをはっきり合併協定の中でうたっております。ただ、ご指摘のようにもうちょっと残っとる援護資金等もあるわけでございます。そういうことで、暫時我々はそういう方向でやっていくというように考えておるところでございます。以上です。

松浦議長　それでは、答弁を許します。

助役、増元正信君。

増元助役　私の方から、臨時的雇用の見直しにつきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。昨日も議論をいただきましたけども、現在、公共サービスといいましょうか、サービスに携わっております職員は正規職員が約530名でございます。そしてまた、臨時的な雇用をお願いしております職員の皆さんが約270名おられます。総勢800名の概して言いますとですね、職員によって行政サービスなり、公共サービスが運営をされておるということでございます。もとより、市民の皆さんの税金をお預かりして、その上で運営をさせていただいております、我々でございます。特に、職員のありようにつきましては、やはり納税者の皆さんの視点に立った効率化と言いましょうか、公正な運営と言いましょうか、資質の向上と言いますか、そういった観点に立つ必要が特にあるんじゃないかというふうに思っております。

先ほど市長の方からもありましたように、正規職員につきましては、まずは定員の適正化ということでございまして、退職勧奨の励行でありますとか、あるいは退職者の不補充でありますとか、あるいは適切な人事配置、あるいは職員の意識改革、資質の向上と、総じて人件費の抑制に努めて参らなければならないというふうに思っております。

また、臨時的な雇用の職員の皆さんにつきましてもですね、これは多様化します行政ニーズ、いろんな部署で働いていただいております。これも市といたしましてはどうしても必要な皆さんであり、部署でございます。必要不可欠な存在であるというふうには思っております。ただ、この臨時的な雇用の形態につきましては、旧6町の時代からいろんな形態で取り組まれております。ただ、現行法の中でいいますと、非常に不適切な運用をせざるをえなかったという事情がございます。6ヵ月あるいは1年の辞令は出させていただくものの、年をまたがって引き続きお願いをするという継続的な雇用が常態化しておったわけでございます。このところを何とかしなければいけないのではないかということが、今回の見直しの一番大きな動機でございました。今回、民間の事業者の活力を導入いたしまして、そことの契約による雇用ということで、年をまたがっての継続をしての、せっかくその職場で身に付けていただいたノウハウを引き続き遺憾なく発揮していただくという、年をまたがっての雇用と、これが今回のシステムではですね、できるのではないかとございまして、これが一番大きなメリットになるのではないかとこのように私ども思っております。

働いていただく皆さんからいいますと、1年を限った雇用ではなしにですね、年をまたがってご本人の希望による安定的な雇用が確保できるのではないかなというふうに思っております。ただ、昨日もお話しをいたしましたように、賃金体系につきましては、別な観点から見直しをさせていただきまして、概ね減額させていただくということにつきましては、特に生活に響くというふうな観点から、大変申し訳ないことであるというふうにも思っておりますが、全体の選択肢の中でご判断をいただいて、何とかご理解を賜りたいというふうに思っております。説明不足の点もあろうかと思っておりますし、昨日ご指摘をいただきましたとおりでございますけれども、その点につきましても今後、ご本人の皆さんを含め、ご理解を賜るようにしていきたいというふうに思っております。

今回の民間の業者の導入ということでございまして、2社を選択させていただきました。県内にもいろいろとそういった会社もあるわけですが、いろいろな観点から選定をさせていただきまして、保育所関係につきましては株式会社大新東、そして保育所以外につきましては地元の財団であります安芸高田市地域振興事業団と、この2社をお願いをしたいというふうに思っております。民間のそういったノウハウを導入させていただきまして、やはり人事管理でありますとか、職員の人材育成でありますとか、そういった我々のそういったまた違った面のノウハウを持っておりますので、その点もですね、我々よくよく吸収をして、今後の人事管理にも活かしていきたいというふうに思っております。

今回の見直しは、あくまでも業務の一部の委託でございまして、施設の管理そのものを全面委託するものではございません。あくまでも施設の管

理は市でございまして、最終的な責任は市が負うこととなっております。保育所にいたしましても給食調理場にしましても、大切な子どもさんをお預かりする、あるいは食中毒を起こしてはならないという、本来の目的がございまして。その点は市といたしましても今まで以上に配慮をしていきたいと思っておりますし、新しいシステムでございまして、今後、市あるいは今回お願いいたしました2社と、現場と職員の皆さん、それぞれ意志の疎通を図りまして、特に給食調理場等はですね、新学期が始まるまでにはですね、事前の準備をさせていただき、職員の意識統一を図った上でですね、新しい新学期を迎えてですね、現場が混乱してはなりません。そういったことのないように、職員の皆さんなり、また皆さん方のお力をお借りして運営して参りたいというふうに思います。期中に入りましてもいろいろと問題点も出てこようと思っております。その都度連絡を密にいたしまして、改善点があればですね、これはやはり関係者一同によりまして改善をしていくと。プラン・ドゥ・チェック・アクションという評価制度を取り入れながらですね、やっていかなければならないというふうに思っておりますので、どうか今後とも運営につきまして、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

松浦議長 続きまして、教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 三位一体改革に伴います教育委員会所管に関するところの状況についての質問でございますけれども、三位一体改革そのものは、先ほど市長さんの方から話しがりましたように、これから地方の自立を照らす改革だということでは、主旨は分かります。ただ、教育委員会関係で一番心配をしておりますのが、義務教育国庫負担法そのものが、今度は税源移譲されて交付税化されるということになりますと、本来、これまで国がですね、義務教育については国の大きな責任として国庫負担法という特別な法律で教員の確保、給料等について保証してきておるわけでございますが、今度はそれが県の方へ移譲されることになると、県の財政力によりましてどのように活かされるかということについては大変未知数でありまして、財政力の強い都道府県につきましては、それなりの措置はできると思っておりますけれども、そうでないところにつきましては、どうしても教員の給料を下げたり、手当を下げたり、あるいは数を少なくしたりということが生まれてくる可能性があるわけございまして、そういう意味からは大変心配をしております。ただ、安芸高田市の場合にどの程度の影響力があるかということについては、直接教育委員会の方へそういう税源移譲したのがいくらですよというのが入ってきておりませんので、定かではございませんけれども、一番問題になりますのは要保護、準要保護に関わります補助金について、134億ほど今年税源移譲するというかたちになっております。その時に県の方へ税源移譲してくるわけでございますが、それが安芸高田市の方へどの程度影響してくるかということとはわかりませんが、それぞれ学校給食費につきましてはですね、僻地に対して加算率というのが今まであったんですね。その加算率そのものもなくなるということ

でございますから、影響はあるだろうと思っておりますが、県の方から補助金が出るのもですね、今まででもそう多くの補助金は来ておりませんので、大きな影響があるということについては、目に見えたものがはっきりとしないということが本当の姿でございます。きちっと金額でいくらあるということを申し上げれば満足いただけると思っておりますけれども、そこまでのデータを持ち合わせていないということで、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

松浦議長 引き続き答弁を求めます。

市民部長、廣政克行君。

廣政市民部長 議長。援護資金の扱いについてお答えしたいと、このように思います。お説のように、この援護制度につきましては、各町それぞれ単独事業として実施されてきたところでございます。これにつきましてはこの旧町として実施して参りましたその諸制度につきまして、それぞれこの項目ごとに合併協議会においてその制度の見直しをされて、この今の教育、また課題として残っておりますこの不安定就労、また解消と自立を支援するために現在この支援制度をこの中でいくらか残してきているのが現実でございます。

お説のように、ただ今こうした行政改革の最中でございますし、この諸制度につきましても、この改革の中に一環として取り入れまして、今後慎重に検討して参りたいと、このように考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

松浦議長 以上で、市長並びに教育長、担当部長の答弁を終わります。再質問がありましたら、次の発言を求めます。

岡田議員 議長。

松浦議長 18番、岡田正信君。

岡田議員 国の財政状況から三位一体が生まれるという説明は、よう聞いたわけですよ。ただ、市長に質問して答えが出るもんじゃありませんけれども、この国の財源がここまで借金、借金、国債発行でやってきた背景は、政治家であります児玉市長の方がよく知つとられると思うんですが、今日のニュースでも言いようりましたけども、肉の輸入をアメリカから強引に早う輸出させてくれという、このようなニュースですよ。それから西武鉄道、コクドの問題でも今頃ニュースになつとりますけども、あの大きな会社は所得税を1銭も払うとらんような状況を何遍も起こしております。それから、株の外資企業が入ってきて、株取引で商銀問題を含めてポロ儲けしたのを課税が全くできん、こういう国ですよ、日本はね。ですから市長さんが云々かんぬんじゃありませんけれども、税金の国債の問題、国が借金を起こしたのは何ら安芸高田市民でもなし、日本の国民でもないんですが、こういう状況を知らん顔しとったんじゃあ、先ほど市長さんが言われたように、うちの財政も火の車じゃあ、国も火の車じゃあけえ下へ行くほど痛みがひどくなると。これはいつかの本会議でも、選挙で解決してもらわなやあ、このことは解決できんよというて答えをいただいたのが、記憶に新し

いんですが、やはり自治体としても去年の暮れに地方財政を交付税を三位一体の中で減してもらっちゃあ困るという運動の中で、本年度は政府が言うほど三位一体改革が、小泉さんの、首相の思うとおりじゃあいかんかったと。その教訓からは私が先ほど話したような、国債の問題を解決の道筋がなんぼか見えるんじゃないかと思うんですよね。そのことを減らすための国政問題を自治体としても取り上げてやれる運動を起こすことによって、なんぼか見えてくるんじゃないかということ、市長がどのように考えを持っとってか、お尋ねすると、それから保育所の問題、臨時職の問題では、どの臨時職の人も問題はありますけども、私は特に保育所の関係では0歳児から預かる保育所の、今保育さん言うたらいいんですかね、保育士の方々のベテランが、そりゃあ人材派遣センターが人事は多分権限持つんでしょ。そこへ委託するわけですから。そうするとき、やはりメリットはと言われましても人事だけを持ったら、その会社はやはり会社ですから、ノウハウはあっても自治体が直接人事権まで口は出せませんから、困るのは子どもであり、保育士さんじゃないですか。異動されたときに、ここ1、2年はそりゃあそうでもないかもしれませんが、契約上、年を越してですから。ただ、その次がどうなるかというのが私は心配するんです。その点をどうお考えになっとるか、お尋ねします。

それから最後の同和問題の関係ではですね、市長は一般対策に移行すると、これはもう合併協定書にも書いてある。ただ、いろんな今、臨時職の問題にしても、他な問題にしてもいろいろギクシャクしょうるが進行してきようと。この問題は市長自らの決断でできることじゃないですか。規則ですから、やろうと思えばできるんです。それをなくしたから同和地区の人に困る制度を適応せいと云うんじゃないから。私はできると思いますよ。再度お尋ねします。

松 浦 議 長 再質問の答弁を許します。

市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 国の財政の問題から非常に次元の高いご発言をいただいておりますが、やはり結局は国の財政が末端を締め付けたと、こういうことでございますが、やはりバブルがはじけてもう十何年になりますが、結局はバブルがはじけて何とか景気をつけよう、景気をつけようということで、作戦を重ねた結果がですね、やっぱりこういうようなことになったというのは、皆さんご存知のとおりであるわけございまして、肉の問題にしても結局はアメリカのロビー族、肉のロビー族がですね、大統領へ圧力をかけて、今朝の新聞のように大統領が小泉さんへ電話をかけてきたと、こういうような状況で、我々としては大変このことについては不満があるわけございまして、やはり日本の主体性というのがあるわけありますので、そういうことをやっぱり貫いていく必要があるかと、このように思うわけでございます。

大企業の問題にしても大企業はここ2、3年はものすごい利益を出しておると、こういうことでありますが、それが従業員に還元されておらない

という問題があるわけですね。ですからここらもやはり日本の企業の構造的な問題があるというの、これは私もそのように感じておるわけでございます。大企業は大企業なりにですね、収益が出にゃあ外国へ行くと。安い労働力を求めてということもそれは言えるわけでありますが、そこらがなかなか難しい、我々では理解できん問題もあるわけでございます。合併の問題にしても、結局は分権と行政の改革ということもあるわけでございますが、この地方分権が一番大きな旗頭になっておったんですが、実際には分権をやるう思うたら、中央の官僚が抵抗して本当のこっちが欲しい権限がですね、来ておらないという実態であります。したがって、今後やっぱり地方と、戦う知事会ではないですが、地方と国とのやっぱり力関係になってくるんじゃないかと、代議士の皆さんもあまり分権が進むと陳情が来んようになって、仕事がないなるとい問題もあるわけでございまして、そこらの今言われております問題は、地方とその中央との力関係でやっぱりこっちが勝ち取るという、そこらの姿勢が必要じゃないかと、このように思うわけでございますし、その分権はやっぱり受け皿になるだけの力を、こっちも付けていかにゃあいけんこのように考えておるところでございます。

それから、同和対策の問題でございますが、これはもう先ほども申し上げましたように、基本的には一般施策に移行するということが基本でございますが、それじゃあすぐやれというご指摘もあるかと思っておりますが、私は一遍さに切るという方法もありますが、順次、軟着陸をしていくという方向でやらせてもらいたいということで、今年もそういうご意向は汲みながら、予算の中にこの組ませていただいておりますということでございますので、ご理解を賜りたいというように思います。

松 浦 議 長 続いて、答弁を求めます。

助役、増元正信君。

増 元 助 役 保育所の運営に関しまして、質問をいただきましたけれども、現実、保育所の運営、ほかな施設もそうですけど、非常に複雑多岐にわたっておりまして、多様な人材が必要であるというふうに思っております。土曜日の保育もありますし、延長、早朝、あるいは職員さんもそれに応じてですね、フルタイムで出ていただく職員さん、そして、職員が急遽病気で休むとか、あるいはこうこうこういうことでというふうな、そういうことに対応していただけるような職員さん、あるいは研修で出なければいけないというときに、それじゃあ代替えの職員さんも要するというようなかたちで、様々な雇用形態が必要であろうというふうに思います。そういった中で、先ほど懸念されます人事権の問題等々あるわけでございますが、私は今回のこうした民間のノウハウをお借りするというふうな中で、これまでは各町でそれぞれ町の中での人事交流とか、職員さんの異動とかというようなことをやってきたわけでございますけども、今回市全体の保育所なら保育所全体を見る中でですね、そりゃあ当然ね、働いていただきます職員さんの皆さんの希望を聞きながらでございますけども、私だったらあこへ行っただけよとか、

その場に応じてですね、いろんな雇用をですね、多様にうまく組み合わせることが、逆にできるのではないかというふうに思っております。

当然、ご本人の意志を無視してですね、そういった異動をかけるとか、仕事を強要するとかということにつきましては、市といたしましても指導をしていかなければならないと思いますし、一緒になって考えていきたいと思えます。ただ、将来的に子どもさんの数が減ってですね、職員そのものの数が必要でなくなるというふうなことが、もし想定されるとすればですね、それはやはり実態に応じた職員の雇用ということは考えていかなきゃいけないというふうに思いますが、そこらも含めてですね、こういった職員の皆さんを雇用していくのかということは、計画の中で考えていかなきゃいけないと思えます。今、お願いしております職員の皆さん、現実にそれぞれの職場で働いておられまして、その場でも引き続きお願いしたいという方ばかりでございます。ただ、急激に園児が減ることにつきましては、やはり対応しなければいけないと思うのですが、民間のノウハウで、全然違うところへ無謀に配置をすとか、あるいは外部から、広島市内から云々ということは想定をしておりません。あくまでも安芸高田市内の中で人材の登用をしていただくということを大原則といたしておりますし、どうしてもやむを得ないという場合においてはですね、別な方法もあろうかと思うんですけども、実際的には今おっていただきます職員の皆さんに引き続きお願いをしたいと。市内のそういった働く意欲を持っておられる皆さんに、引き続きお願いをしたいというふうなことで、運営をして参りたいと、業者ともそういうようなことを話しをさせていただきたいと思っております。

松 浦 議 長 再質問についての答弁を終わります。再々質問はありますか。

岡 田 議 員 なし。

松 浦 議 長 以上で、岡田正信君の質問を終わります。  
続いて通告がありますので、発言を許します。

10番、熊高昌三君。

熊 高 議 員 議長。10番、熊高。それでは、本日のラストバッター、やっと時間が来ましたんですが、充分時間を残していただいておりますので、しっかりやらせていただきたいというふうに思います。

前置きはさておいて、今回5点の質問を出させていただいております。昨年の定例会においても、5件の質問をさせていただきましたが、3点については前回と同じような質問も入っております。前回は17年度、今回出た予算の方向性についてということで、児玉市長にお伺いをし、今回の予算に期待をするというふうなお話しをさせていただきました。

2点目は住民自治のまちづくり、そういった方向の中で新しい施策も必要じゃないかということも申し上げてきました。

さらには市民が安心してということで、その時は吉田病院の運営についてということで、お伺いをしましたが、それぞれ今回も同じようなものもあります。特に1点目の安芸高田市ブランドの早期確立についてというこ

とで、質問をさせていただいておりますが、全部読めば時間がかかりますので、あまり時間をかけずに質問せいという、同僚議員のアドバイスもありましたので全部は読みませんが、この内容はですね、市長もヨーロッパの方に視察に行かれてヨーロッパのまちづくり、そういった方向が今後の安芸高田市のまちづくりの方向じゃないかということも、何度か申されておりましたし、そういった意味で地域、安芸高田市で完結するようなまちづくり、そういったものをするべきじゃないかと申し上げております。その中でも食料自給率、これは日本全体でも課題ではありますが、安芸高田市の食料自給率、こういったものが現実どうかということです。安芸高田市も農作物の生産地でありますから、当然、生産をし、消費をするというひとつの行政のあり方というのが問われるんじゃないかということで、聞いております。あるいは、農業は当然であります、安芸高田市、合併をしていろいろ見させていただく中で、たくさんの資源あるいは人材がたくさんあるなど、改めて感じさせていただいております。

先般のサンフレッチェのユースの卒業式あるいは広島でのサンフレッチェの優勝祈願のパーティとか、そういったようなできるだけ多くの状況を知りたいということで出させていただきましたが、非常に素晴らしい企業でもあるし、スポーツの中で人材を育成すると、そういったことも非常に感銘を受けてみさせていただきました。そういった文化とかスポーツとか、そういったようなものも含めて、大きな材料といいますか、資源といいますか、そういったものがあるということで、そこらをしっかりネットワーク化をしてですね、安芸高田市の大きなブランドとして育てていく必要があるんじゃないかということで、お伺いしております。

特に、合併をして、本当に合併というのは大変だなという思いをしております。他町、他市のこともそうですが、この1年間をとおして安芸高田市の状況を見ると、やはり数十年、それぞれがやってきたまちづくりを一つにしてやっていくということの難しさを、改めて感じておりますが、そうだからこそ、この時期、一つの方向性をしっかり出していくための施策が必要じゃないかなというふうな思いで聞いております。特にそれを実現するためには、安芸高田市の市の機能の中に、やはり横断的にしっかりと連携できるような企画部門といいますかね、そういった機能をしっかりと持たすような市の体制というのが、必要じゃないかという思いでおります。

また、最後の方に書いておりますが、フードフェスタ、これも先般皆さんも行かれましたし、私も1日目に行きましたが、ここに書いてあるように、安芸高田市、まだまだイメージ的にバラバラだなということを感じました。豊平あたりは、ソバとか尾道のラーメンがあたりとか、いろいろあそこのまちはこれだなというふうなイメージがしっかり定着した部分があります。安芸高田市は、先ほども言いましたように、6つのまちが集まったばかりですから、そういったまとまりのないというのは当然と言えば当然だと思いますが、やはり安芸高田市、あそこにあるんだなというふうな、ひとつのイメージづくりをしっかりとしてもらいたいという思い

がしております。さらには、このフードフェスタ自体が10年を迎えたというふうに聞きましたが、本当に有効に機能しているのかなという思いで見させていただきました。生産者や関係者の皆さん、本当に朝早くから行かれ、売り上げを聞いてみますとピーク時の半分ぐらいしかなくなってないというふうに聞いております。どれだけの費用をかけて県がやっているのか、あるいは市がどれだけの持ち出しをして、このフードフェスタに参加をしているかということも少し聞いてみたいと思いますし、できればそういった一過性の祭りではなくて、やはり常設をして県内のそういった産品がそこに行けば常にあるんだというふうな状況にするような方向がいいんじゃないかなというふうな気がします。当日もいろんな同じような製品、産品がたくさんありましたし、そこらをいつも常設のところに置いておきますと、お互いが切磋琢磨をして質の向上にもつながるんじゃないかなというふうな気がします。

商工会が夢プラザという名の中央通りの方でやっておりますが、そこは車も入れませんし、米1俵買うにしてもそういうところでは買うこともできませんので、できれば大きな駐車場を常備した、そういった場所に県が出資をしてですね、県が市町村が協力をしてそういうものをつくれば良いかなという気がしております。

もう1点は、先ほども言いましたように、安芸高田市には非常に人材、そういったものがたくさんありますので、そういった皆さんの意見を聞く、外部からの意見を聞く外部委員会というようなものをつくったらどうかというふうな気がしております。

先般から、湧永の木野総務部長さんも今回の行政改革委員にもなっていていただいておりますし、サンフレッチェの皆さんともいろんな話しをしましたが、非常にやはりいろんな情報、あるいはいろんな知識を持っておられますので、そこらを有効に活かしていくことが、安芸高田市のブランドアップにもつながってくると。お互いの相乗効果をつくっていけるんじゃないかなというふうな気がしておりますので、この辺の検討もしていただければなという思いでお伺いをさせていただきます。

2点目は、地域の安心をより高めるためにということで、今回は民生委員、児童委員、この状況というのが非常に最近厳しくなっております。先般の朝日新聞でしたか、全国でも3千名ぐらいの民生委員の不足状態だというふうなことがあります。都市部とこういった中山間地、それぞれ状況は違うと思いますが、かなり民生児童委員さんの役割というのは、大きなものが現在出ております。いろんな状況の中で、それぞれ献身的に本当にボランティアでやっていただいておりますので、本当に敬意を表してみさせていただいておりますが、そういった状況だからこそ、もっと専門的な知識を持った、そういった人が民生委員さんをサポートするような、そういった制度は安芸高田市でできないかなと。消費生活相談員とか、家庭児童相談員とか、そういった新しい制度もできてはおりますが、そこらともいろいろ整合性のあるかたちを検討していただいておりますね、是非とも

地域に密着した民生委員さんを支える一体となった機能というのをつくっていただきたいというふうに思います。

また、これは消防本部の方の関係になろうと思いますが、正式な名前がこれでいいのかわかりませんが、応急手当補助員というのを現在、消防団等を中心にいろいろと教育をしていただいて、それぞれの地域に一人いらっしゃるといふふうに聞いております。その補助員さんからもいろいろ話を聞きましたが、やはりもっともっとその補助員の皆さんの地域での位置付けをはっきりする。いざという時はその人が呼んで来れるような、そういったことも含めてですね、その部分の強化というのを、人材の数の強化あるいは質の強化とか、あるいは市民との接点の強化、そういったものをもっともっとすることによって、少しでも地域で安心して、いざというときには暮らせるというふうな状況ができるのではないかなというふうな思いで、この点もお伺いをしたいと思います。

3点目は公共建物の維持管理ということですが、先般、小学校が、川根の小学校でしたか、体育館が雨漏りをしておったんで、屋根の上にちょっと上がってみましたら、樋あたりがかなり苔が付いたりして、やはり通りが悪くなっておりますね。そういった原因もあってか、雨漏りをしておったという状況もあります。それを見て、こういった状況じゃあまずいなと。その管理者である校長先生あたりの関わり方の問題というのものもあるでしょうけども、それ以上にやはり制度として、この学校の校舎あるいは公共建物の維持管理、それはある程度機能の中で、制度として維持管理あるいは点検をするシステムをつくる必要があるんじゃないかなという気がしております。常に定期的にチェックをすることによって管理ができる。そのことによって少しでも長持てができるというふうなことになるのではないかなと。さらにはどうしても維持補修、そういったものが必要な時には、これから財政も厳しくなるというような状況ですから、基金などを積んでその対応をできるような財源の確保をしておく、こういうことも必要じゃないかなという意味で、できれば維持補修関係の目的基金、そういったものも創設をされるべきじゃないかなというふうな思いであります。その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

4点目のたばこによる受動喫煙防止対策についてということですが、昨年は吉田の山崎議員さんがいらっしゃったんで、非常に熱心に質問していただいておりましたが、今いらっしゃいませんので私が代わって申し上げたいと思いますし、前は福祉保健部長さんが吸う者の権利ということで、終わったように思いますんで、リベンジ戦を今日はしたいと思いますんで、ひとつ検討いただきたいということです。内容についてはここに書いてありますんで、要は吸う人は当然吸いたいんだから吸うんですが、それはもう個人の自由ですから、そこまで私もどうこう言うつもりはありませんが、やはり健康管理をする福祉保健部あたりの責任として、特に女性あるいは子どもを抱える、あるいはお腹に子どもを抱える女性、そこらも含めてですね、たばこの害というのは非常にはっきりしておりますんで、そういっ

たところを踏まえて、特にまずは公共関係の施設の中での喫煙あるいは分煙、禁煙、そういったものの方向性というものははっきり出すべきじゃないかなということがあります。福祉保健部だけではできんと思うんで、各部それぞれ協力をし、特に公共施設の管理というのは総務部がやっておられると思いますんで、連携をした中での取り組みというのをさせていただきたい。その辺についてのお考えは、今どういうふうにあるかということをお聞きしたいと思います。

5点目、これ最後でございますけども、まちづくり基金制度についてということですが、これは私が勝手に付けた案ですので、こういった主旨のものはどうかということで、お伺いするんですが、昨年地域振興基金33億の基金を積んでおりますが、これの使い道と言いますか、そういった方向というのはまだはっきりと出ていないという認識をしております。そういった中で、ここにも書いてありますように、ふるさと創生事業というようなことが90年頃でしたかね、竹下総理の時にありましたけども、そういったものがいろいろ功罪合わせてありましたけども、ひとつには地域の活性化にはつながったということは確かだと思いますし、地域自らがいろんなことを考えていくという、ひとつの呼び水になったことは確かだというふうに思います。そういったいい部分だけをしっかりと踏まえてですね、この32の振興会ができておりますが、それぞれ動き始めた中で、現在300万あるいは400万、併せて700万ぐらいの各振興会の補助金が出ておりますけども、そういったものはある程度基本的な財源に皆さんしておられると思いますんで、私が申し上げるのは、ある程度地域でしっかり考えて物事をやろうという時に、そのアイデアが活かせるような財源もあるんですよというふうなことを、しっかり伝えることによって、地域が頑張ろうという意味で、いい意味での地域間競争が生まれるんじゃないかなというふうな思いで、こういったことがどうかとお聞きしております。行財政改革と逆行するような見方もできるかと思いますが、やはり地域が活性化してはじめて豊かな地域ができると思いますんで、今後の課題として検討していただければというふうな思いで聞いております。

以上、5点ほどお伺いしますが、どちらかという提案をして、皆さんに、今後執行部の皆さんに考えていただきたいというような思いで質問させていただきますんで、前向きなご答弁がいただけるということを期待して、以上で質問を終わります。

松浦議長 この際、3時40分まで、休憩といたします。

~~~~~

午後3時27分 休憩

午後3時40分 再開

~~~~~

松浦議長 休憩に続いて再開いたします。

ただ今、10番、熊高昌三君からの質問に対して、答弁を求めます。  
市長、児玉更太郎君。

児玉市長 はい、議長。私の方からは要点だけを申し上げて、いろいろ課題がございますので、それぞれの担当部長の方から、消防長の方から、お答えをさせていただきたいと、このように思いますので、順次、部長、消防長が手を挙げて、教育長が手を挙げると思いますので、よろしく願います。

この、最初のご提案の、特にスポーツブランドの問題でございますが、このサンフレッチェ、毛利元就、それから甲田のハンドボールというのは、やはりそれに八千代のカヌー、今後の大きな安芸高田の目玉になりますし、このことによって安芸高田が宣伝できると、こういうように考えております。したがって、今日もいろいろ協議をしたんですが、やはりそういう総合的な窓口を設けてですね、今は観光振興課が観光というサイドでサンフレッチェの応援とか、世話をしとるんですが、総合的にやはり安芸高田を売り込むひとつの商品としてですね、お世話をするところを設けた方がええんじゃないかと、こういうような話しもしておりますので、ご指摘のように、今後検討させていただきたいと、このように思います。

それから外部委員会をつくって、外から見た安芸高田市の評価と、どんな安芸高田市になって欲しいかという意見を聞く委員会をつくったらどうかという意見でございます、これも今後、1つの検討課題としてですね、安芸高田市を売り込んでいくという、そういうサイドの中で検討をさせていただければと、このように思います。

それから、福祉の民生委員さんの件でございますが、市と町村とでは民生委員さん1人当たりの持つ家の数がですね、市の方が非常に大きくて、それから市町村の方が小さいという、持ち分の家が小さいですから、結局市町村の方は民生委員さんの方が多くなるということではありますが、それはやっぱり広島市の方の1つマンションへ行きゃあ100軒ぐらいあるところとですね、100軒も廻ろうと思やあ、1日かかっても廻れんようなところとはやっぱり違うわけでございます。安芸高田市の場合は市になったけえ、今度は民生委員さんがグッと減るということがあったわけでございます。これは特に県へ特別な配慮をお願いしながら、ここへ書いてあるように、また後ほど部長が説明すると思いますが、わりあい減る数は止めていただいたと、このようにございまして。それぞれ、たばこの受動喫煙の問題、公共建物維持の問題、それからまちづくり基金の問題等についてはそれぞれ担当部長の方からお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

松浦議長 それでは教育長、佐藤勝君、答弁を求めます。

佐藤教育長 ただ今の議員の質問にお答えをしたいと思います。学校施設の維持管理につきましては、新市建設計画及びそれを具体化したします、安芸高田市の総合計画、これは今から承認をしていただくことになると思いますが、それに基きまして計画的に校舎・体育館の耐震診断あるいは耐震補強、あるいは大規模改修を行っていく計画にしております。

市内には建築後30年以上の経過した老朽化の校舎が数多くございまして、学校からも毎年予算編成前になりますと、数多くの修理の要望が上

がって参りますが、財政との兼ね合いもありまして、単年度で全ての要望を満たすということにはなっておりません。予算の範囲内で緊急かつ重要なものから維持補修をお願いしていきたいと考えております。

長期財源計画についてですが、耐震補強は400万、大規模改修は7千万以上の工事の場合に3分の1の国庫補助があるということでございますので、総合計画の実施計画の中にも組み入れて、補助財源の確保を図って参る考えを持っております。

ご提案のありました基金等につきましてはそういうものが計画的にしていたならば、教育委員会としては数多くある学校の整備充実について大変計画的に進めることができると思っております。以上です。

松浦議長 続きまして、総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 議長。公共施設の管理というかたちの中ではありますが、庁舎等にいう状況でございます。全般的に安芸高田市、合併し、高田のエリアの中ですね、各庁舎、また学校施設、いろんな施設等があるわけですが、非常に一番多く予算的な財源が今年度も対応しておるのが、やはり学校施設ですね、建物であるのではなからうかなというような思いがしております。庁舎等につきましては、まだ築後新しいというような状況の中ですね、そう経費的な面は今かかってないのが現実でございます。今後こうした建物の維持管理といいましょうか、非常に財源を要するという状況でもございます。合併後からのそうした基金創設という中で、現在の公共施設の中でもですね、いろんな例えば美土里の湯治村、また高宮湯の森、また消防施設、それとサッカー公園、いろんな各旧町の時にですね、そうした基金創設もされ、ある程度積立をされておりますので、今後こうした公共施設の管理面に伴うですね、基金設置をどのようにすればいいかということもですね、今一度ちょっと全体的なものとして整理をさせていただきたいというふうに思っております。

財源が非常に限られたかたちの中の基金創設ということにもなりますんで、そこらの点もですね、充分財源等のこともございますので、ご検討させていただきたいというふうに思っておりますんで、よろしく願いたします。

松浦議長 続きまして自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 それでは、私の方からまちづくり基金制度につきまして、不足の説明をさせていただきたいというふうに思います。議員ご指摘の地域振興組織をですね、より早く活性化するという方法でご提案をいただいておりますけれども、まずこのためには住民が話し合いの中から地域の課題を洗い出したり、埋まっている地域資源を見つめ直して地域ごとの特色を活かした明確な地域目標を設置し、共有するということが必要でなからうかというふうに思っております。こうした地域目標に向けて、地域それぞれの特色あるアイデアを引き出し、地域の活動意欲や創造性を高め、地域振興組織を活性化していくと、このような財政的支援を設けまして合併と同時に連合

組織ごとに300万円を交付します、いわゆる事業支援制度を発足をさせているところです。

議員のご質問をお聞きしまして、この支援制度がご提案の制度に極めて近いものであるという思いをしているところでございます。この制度につきましては16年度に導入したということもございまして、制度の主旨を充分反映しきってないというところもございましたけども、平成17年度につきましては議員のご指摘の点も踏まえまして、制度の運用をしていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、安芸高田市地域振興基金33億円も造成しておりますことから、将来的にはこの基金の果実の運用を含めて、いわゆる事業支援制度のあり方についても検討を加えていく必要があるというふうに考えております。以上であります。

松浦議長 続きまして福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 はい、それでは地域の安心をより高めるためにということでの質問の中で、民生児童委員さんの補助員制度についてのご質問についてお答えしたいと思います。これは先ほど市長の方からもありましたけども、昨年12月にですね、民生児童委員さんにつきましても全国一斉の、3年ごとの全国一斉の改選の年でございまして、安芸高田市によりましてももともと125名から117名に、それから主任、今の民生児童委員さんですが、それと主任児童委員につきましては12名から6名の減になっております。これがまださらに19年にはですね、現在の117名から今度の改選期には109名に、それから主任児童委員さんにつきましては19年の改選時には6名から3名になる予定になっております。これも県の方にこの民生児童委員さんにつきましては、県全体への国からの配分がございまして、そちらの方でそれぞれの地域のところへ配分されるわけでございますけれども、県としても特別基準を設けまして、合併によりましてその基準が適応される場合にですね、市でしたら、170世帯に1人というかたちになってございまして、激減緩和によりまして120世帯に1人というかたちで、順次2回の改選にあわせて減員になるかたちになっております。

それでは議員さんの方の質問でございまして、民生児童委員さんにおかれましては、少子高齢化が進む中で、市民のもっとも身近な良き相談者として、また住民と行政のパイプ役として、福祉の増進のために社会奉仕の精神と人権尊重の理念のもと、各地域で活動していただいているところでございます。ご指摘のように、安芸高田市になりまして、今言いました、委員さんの数も少なくなりまして、担当地域がすごく拡大をされております。いかたちの中で、いろいろと行政の変化、合併という行政の変化、それといろいろと市民の不安への対応、活動にますます重大さが増しております。そうした中ではございますけども、ただ今ご提案がございました、サポートする補助員制度につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと思ひまして、現時点ではですね、いろいろと児童委員さんの方からいろいろと相談業務がございましたら、保健師、そしてまた今度設置いた

します家庭児童相談員、母子自立支援員等、生活保護に関しましてはケースワーカー等ございますので、そこらとの連携を図りながらですね、取り組みをしていきたいと思っておりますので、ご理解いただけたらと思います。

次に、たばこによります受動喫煙防止対策についてでございますが、議員さんおっしゃいましたとおりのことございまして、やはりこの喫煙と健康問題というのは、もう世界的に大きな課題となっております。そうした中で、やはりそれぞれ健康管理の上からいたしましても、いろいろ福祉保健部といたしましては、健康教育や健康相談など、そういうところを通じて市民の皆さんに啓発を行っておるわけでございますけども、そうしたことを踏まえて特に公共施設から率先してですね、そういうかたちで取り組みをしていきたいと思っておりますので、ご理解いただけたらと思います。また、関係部局との連携を取りながら、施設の管理、部署について早急に進めて参りたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

松浦議長 続いて産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 第1問目の中の具体的な2項目についてのご質問について、ご説明申し上げます。

まず最初に完結型まちづくりの中の地域食料自給についてのご質問でございます。ご存知のように、食料自給率の報道については新聞等、あらゆるところで報道されておりますが、我が国におけるカロリーベースでの自給率は40%と言われております。先進国の中におきましては、一番低い水準にあるというふうにも言われておるところでございます。本市におきます自給率の関係でございますが、カロリーベースの自給率を申し上げますと、これは農水省が示しております地域食料自給率算出法によって求めたものでございますが、市の場合は158%でございます。ちなみに広島県が消費県ということになっておりますが、24%ということになっております。ただ、この算出方法についてはですね、例えば牛肉ですと牛の飼育のための飼料が当然必要になってきますが、そういったものについての供給が市内で行われておるか、市外で行われておるか、そういったところもですね、本来ですと加味した計算でなければ詳細な数字が出ないわけでございますが、そういったところは一応100%市内供給ということで、算出をさせていただいたものでございます。

それから、もう1つの生産金額のベースでの自給率というお尋ねでございますが、これは総務省が出しております家計調査報告の中で算出をする方法によって求めたものでございます。本市の場合が総食糧費に占める割合が、金額で91億円となっております。それから農業総生産額が68億円でございます。パーセンテージで74.7%となっております。ちなみに、国の方が70%でございます。生産額で言いますと100を割っておるという状況でございます。ご質問にありましたように、地域完結型のまちづくりの担うひとつの食料自給の観点から申し上げますと、今朝のご質問にもありましたように、生産体制の確立を充分に行い、担い手の育成

あるいは地域営農集団、それから個人の認定農業者等の育成をしながらです。ね、生産増へ向けた取り組みが必要になってこようというふうに考えております。

それからもう1点、先般行われましたフードフェスタのご質問でございます。このフードフェスタにつきましては、かなりの歴史を持っておりでございます。前身は県の農林水産祭り、昭和32年から実施をされておるといふふうに聞いております。取り組みと主催者等が変わる中で、現在に至っております。この出品等につきましてもですね、旧町時代からそれぞれ取り組みがされてきております。地域特産の開発等をそれぞれ旧町で取り組まれ、あらゆるイベント等での出店PR、販売に、努めて来られてきておるところでございます。その中でこのフードフェスタにつきましては、かなり大きな発表の場、出店の場で、またPRの場であらうというふうに位置付けて、今年も新市の方で取り組みをしてきたところでございます。

今年の出店状況につきましては、先般のご案内でも報告をさせていただきましたが、26グループの皆さんに出店をいただきました。販売額の方は先ほどご質問の中にもありましたが、確かに年々減少してきておりますが、今年が260万円の総販売額を上げております。それに対しまして市の取り組んでおります予算の方であります。まだ決算の方が済んでおりませんが、大体90万円から100万円の経費を要しております。この中の主なものとしましては、出店ブースに係ります負担金の経費が7、80万円を占めておるといふでございます。全体的な取り組みの状況でございますが、全体の経費につきましては、なかなか調査をしたところでございますが、掴むことができませんでしたので、来場数が25万人、これは近年5年ぐらいは25万人程度をキープをしておるといふでございます。それから16年度、昨年の総売上が6千737万1千円を売り上げておるといふでございます。

それから、今年平成17年度からこのフードフェスタにつきましては、様相新たにすようございます。秋に既に行われております広島城フェスティバルがございまして、このフェスティバルとフードフェスタを合体をさせて、5月のフラワーフェスティバルと秋の広島城収穫祭、広島フードフェスティバルの計画に取り込んで、このフードフェスタを計画していくということで、現在取り組みがされているようございます。10月の8日、9日の開催の予定で、広島城を中心とした会場で取り組みがされるということになっております。まだこれにつきましてはの出店等の取り組みについては、本市の方ではまだ協議をしているところではございません。このフードフェスティバルについては、成果、投資効果ということでございますが、生産者の皆さんには特産品の販売ということにつきましては、やはり対面販売を基本としていただくということで、生産者の皆さんが直接販売をしていただくということを基本としながら、この特産品の販売については取り組みをしてきております。ただ、生産者の皆さん、グループ

の皆さんも非常に高齢化をしておるといような中で、なかなか遠方まで出向いて行っての販売という状況が、取り組みができないというグループも出てきております。そういったところも含めまして新市で特産品加工グループ等の協議会等もつくりましてですね、新市の今後の特産品にかかる取り組みを、皆さんとで協議をしていきたいというふうに考えておるところでございます。また、この特産品の販売につきましては、先ほどご質問の中にごさいましたけど、本通りで行なっております夢プラザの方でも出店をしておりますし、対面販売の方も年に1回、それぞれ行なっておりますところでございます。また、産直市等におきましても、それぞれ出品をさせていただいておりますし、広島の大町の方の元気市の方にも出品をさせていただいております。そういったひとつの大きな駐車場を構えた施設のところでの販売ということも、今後力を入れていくべきことと考えているところでございます。以上でございます。

松浦議長 続きます、消防長、村上紘君。

村上消防長 はい。それではお答えをいたします。今回のご質問、応急手当補助員というかたちの中でのご質問が出ておりますし、内容を聞きますと消防団と本部の方が与えております資格の件についての内容も含めてのご質問というふうに承りましたので、そういう経緯を少しお話しさせていただいて、現在の状況、そして今後の取り組みというかたちで、少しご説明をさせていただきます。

まず経緯はですね、国家的な一つの施策の中で国民の事故に遭った時の救命率を上げていきたいという施策の中で、国の方から平成3年にですね、救急救命士法というのがスタートいたしました。救急隊員に医療的な行為を付加することによって、急患の救命率を高めようという中で、この制度がスタートしまして、その次に病院と救急車のレベルが上がっても、救急隊員が現場に到達するまでの状況を手を打たないと、救命率の向上につながらないということで、平成5年に現在の総務省の消防庁の方から市民に対する、国民に対する応急処置ができる技術の普及をやりなさいという施策が出て参りまして、それを受けて当消防本部も市民に対する応急手当の資格講習を平成6年からスタートいたしました。その資格の内容と言いますのは、3段階に国の方から示されております。まず、講習の時間によってレベルが決められて参りますので、3段階に分かれましてまず3時間の講習を受けた人、それから8時間の講習を受けた人、それから24時間の講習を受けた人と、この3段階に分けて、資格を付与することになっております。3時間と8時間の資格を取った人には終了証書を出すと。それから24時間、8時間ずつで3日間の講習を受けた方で、実技試験と学科試験に通った者に対しては、認定書を交付すると。この認定書は全国共通、共有されとる認定書であります。どこへ行ってもこれは使える。この中身としましては、まず修了書をもらう3時間の人と8時間の方は、自分が実施をするだけということになります。24時間の講習を受けて認定書を取った人は、市民に教えることができると、こういう資格でございます。も

ちろん、自分が実施することもできる。最初6年にスタートしました時には、まず消防関係者である消防団員の皆さんたちに、まず指導していただける24時間の講習を受けていただくということで、平成6年以降、現在までやってきておりますが、その人員、最終的に応急手当普及員といいまして、24時間を受講して認定書を出した人は、今うちの場合は150名います。その内消防団員が53名の方がその資格を取っていただいております。実際に消防団員に取っていただいたときには、消防団員の皆さんには今後、消防本部が市民へ啓発活動をしていくときに、お手伝いをして欲しいと。そうしますとうちの職員が3人行くところを2人で、あとは団員さんにお手伝いをしてもらって一緒に市民へそういう技術の啓発をしていこうということで、消防団のご理解をいただきながらスタートしたわけですが、実際にはですね、なかなか一緒にやるという時間帯がうまく合わないということで、先ほど議員さんの方からお話しがありましたように、実際にはその資格を取った人が有効に今動いてないという現状がございます。

ちなみに3時間の講習を受けておる人数が、現在733人、市内にいます。それから8時間の講習資格を取っている方が223人、そして24時間の講習者が150人、トータル1千100人もが今、資格を取っていただいております。うちの方としましては、その3時間も受けられないという市民もいらっしゃいますので、資格は要らないが一応そういうものを身に付けたいという市民の希望に添うというかたちで、3時間以内、1時間とか2時間とかいうかたちでの講習をもう1段階設けております。それを受けておる人で約1千人ぐらい、今市内にいらっしゃいます。そういうのが現状でございます。今までの取り組みのかたちといたしますのが、どちらかと言いますと市民の方、企業とか市民のグループとか、そういうところから講習会をして欲しいという要望がありましたときに、消防本部としては365日、時間を問わずに希望に添ってご指導させていただく。もちろんそれは現地に向かったの指導もありますし、消防本部の会場を提供しての指導もでございます。そういうかたちで、現在ずっと普及をして参りましたが、今後の取り組みとしましては、地域振興会、32の振興会ができました。今まで我々、市民にそういう啓発活動をおったんですけども、1つの大きな母体になるものが今までなかったことが現実でございます。全般的に市民へ希望を募っておったと。今後はこの地域振興会ができておりますから、振興会の皆さんとも協議しながら、そこを1つの核として、振興会の皆さん方から広げていただくかたちの中に我々が入っていった普及活動を広げていきたいというのがひとつの思いの中にあります。そうしますときには、その地域の消防団員等、要するに24時間の資格を取った人たちにも時間的に許す限り、地元でございますからお手伝いに出していただいて、一緒に市民の皆さんの啓発活動を皆さんたちにしていこうと、こういう思いも、今持っておるところでございます。具体的に地域振興会の皆さんとお話しをしているわけではございませんが、新しいそ

う核ができたということで、今後我々はそういうものを使いながら、国の政策の中の一環にありますように、市民の皆さんたちに応急技術の普及を図っていったら、現在1万1千世帯ぐらい、市内にあることになりまますから、その内その資格者が1千100人ぐらいのもんですから、これをですね、少なくとも5割ぐらいまで持っていけますと、2軒に1軒は資格者がおるといことになりまますから、隣の家には資格者がおると。自分の家にたまたまいなくても、隣の家を駆けつければどなたか資格者がおるといことかたちになればいいなという目標を持ちながらですね、今後地域振興会の皆さんにお手伝いいただきながら、消防団員の資格者と一緒になって、市民に対して資格の普及を広げていきたい。そうすることで、消防団員の資格を持った方の地位の位置付けということにもなっていくんじゃないかなというふうに思っております。以上でございます。

松浦議長 以上で、市長、教育長、関係部長の答弁を終わります。再質問がありますか。

熊高議員 議長。

松浦議長 再質問の発言を許します。

10番、熊高昌三君。

熊高議員 はい。思った以上に詳しく前向きなご答弁をいただきましたので、ありがとうございました。ただ、たくさんありましたので、最初の答弁を忘れるようなことなんです、まず最初の総合窓口の設置というふうに市長言われましたけども、できるだけ早い時期にそういった窓口をですね、つくっていただけるような方向が確認できるのかなということ、もう一度そこらの取り組みの意欲を再確認をさせていただきたいと思ひます。含めて、外部の皆さんの意見を聞くような会もですね、できれば17年度にいろいろ施策の中で検討するといふようなかたちも含めてですね、積極的な取り組みをしていただけるのかなということを確認をさせてもらいたいと思ひます。

1の部分で産業振興部長の方で、いろいろ初めて聞くような自給率の話もありまして、改めて本市の自給率が当然といえば当然、高いということを確認させていただきましたが、生産ベースではやはり落ちておるといことですが、このあたりの要因といふのはどうなんかなといふ原因が掴めておればもう少し深く入ったご答弁をいただければと。

野菜とかそういったものの中で、いろいろその生産ベースといふのは違ってくるということも聞いておりますので、そこらのいろんな要因があるといことですが、分かればその辺も再度詳しくお伺いしたいと思ひますし、県の生産ベースでの自給率といふ数値がさっきなかったと思ひますが、そこも分かれば教えていただきたいと思ひます。

そして、フードフェスタの状況といふのは、県がどのくらい予算をかけているかといふのが答弁になかったんですが、どのくらいの予算をかけたものなんかな、特に最近外部へ委託して丸投げといふ状況でやっているといことを聞いております。それだけの予算を使っておるんだしたら、も

っと知恵を絞ればいい方法があるんじゃないかなという気がしますんで、どのくらいのお金をかけてその成果と投資効果というんですかね、費用対効果があるのかということ再度確認をしたいという意味で、その実施費用を教えていただきたいと思います。

答弁の中で大町の元気市というんですかね、これは私、初めて聞いたんですが、もう少し具体的にその中身を教えていただいて、そういったものが、私が申し上げたようなそういう施設につながっていくのであれば、そこらの部分を広げていく方法があるんじゃないかということもお伺いしたいと思っております。

それから、民生委員の関係ですが、保健師さんがそれぞれ旧町単位で数人いらっしゃると思うんですが、そこらとの連携も充分取っていただいておりますが、保健師さんは保健師さんの仕事はかなりあるんですね。だからいろいろその地域に出張ということにはなりません、支所あたりへ行けばしっかり対応してもらっておるということも聞いておるんで、連携も随分取れておるというふうに思いますが、やはり今聞きました19年度はさらに減っていくんだということですから、専門的なサポーターをですね、各支所に1人ぐらいでもですね、常駐でなくてもいいと思うんですが、そういったかたちができないかなと。やはり課題も多岐にわたってまいりますんで、非常にそこらのサポートというのが大事になってくる。そういうことをすればやはり民生委員さんになる人が増えてくるんじゃないかと、あるいはかなり高齢の方が民生委員さん多いんで、地域でのその世話役としての役割というのは、本当にそういう年配の地域の本当にいい意味での中心である方が民生委員になっておられると思うんですよね。だからその部分はしっかり活かしながら、しかしやはりそういった方には専門的な知識が少ない部分が多いと思うんですよね。だからそこをサポートすることによって、民生委員さん自体もうまく機能していくんじゃないかという気がしますんで、そこらをやっぱり中身があるものにしていくための1つの方策として、そういった補助員という制度はどうかなということなんで、これはこれからの検討課題ということですから、本当に前向きに考えていただく。当然、民生委員の皆さん、あるいは関係者の皆さんの意見を聞きながらですね、しっかりしたものをつくるような方向で検討していただきたいというふうに思います。

次に、庁舎の関係ですが、それぞれ今後の課題として、教育長さん、総務部長さん、取り組みをするというようなことですが、定期点検というのは、今されておるかどうか。清掃あたりも各支所ごとで違うんじゃないかなという気がしますんで、吉田には常時清掃される方がいらっしゃるし、この間は床の清掃もされておったようですから、それぞれの全体のバランスも含めてですね、そういう管理のあり方あたりも統一する中で、やはり学校あたりは特に点検というのはですね、先生方、なかなか難しいと思うんで、専門の業者あたりへ委託をしながら、後々修理をすることよりか、先に点検することの方が費用はかからんということもあろうと思うんで、

そこらの屋根へ上がるということになると危険でもありますし、そこは総務部と連携の中でですね、公共建物全体のやっぱり定期点検をする中で、しっかりした体制をつくっていただけないかということも、再度お聞きしておきます。

それから、たばこのこと、これはなかなか明快な言葉が出てきませんけども、これはまずはいろんな取り組みをしていただくということでしょうけども、総務部長、公共施設としてですね、管理の責任というのは総務部の方にあるんだと思いますが、ここは総務部としての取り組み、その姿勢を聞かせていただきたいというふうに思います。

まちづくり委員会については、まちづくり委員会がこの議会で承認をしましたんで、条例でですね、当然すぐ4月になったら開かれると思いますんで、そこら辺りで振興会の皆さんの意見をしっかり聞きながらですね、やはり元気が出るような方策をつくっていかないと、どうしてもボランティアの活動ですから、息切れはするということですから、その息切れをいい意味での言葉は悪いですが、前にニンジンをぶら下げてあげて、頑張れば次々その地域のためになるようなことができるんだというようなことを示しながらですね、地域振興基金も有効に使うという手立ても皆さんと話し合っていて、前向きな取り組みを是非ともしていただきたいということで、再度ご答弁をいただきたいと思います。とりあえず以上です。

松浦議長 ただ今の再質問に対して答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議長。サンフレッチェあるいは毛利元就、ハンドボール、カヌー等、やはり安芸高田の今後のブランドになる、そういうものを総合的にまとめて売り出すと。お世話をすると、こういうことが今後の安芸高田を外部へ売り出す大きな力であると思います。それはもう種はありますんで、その種をうまく利用するということになるろうと思います。そういう意味では今の産業課の観光窓口を中心としてやりようるものを、もう少し幅を広げるということを内部でも今検討しておるところでございますので、よろしくお願ひします。

松浦議長 続きまして産業振興部長、清水盤君、発言を求めます。

清水産業振興部長 それでは、食料自給の関係で2点ほど追加質問がありました。生産ベースでの自給率の100を割っておる要因は何かということですが、生産の関係で申し上げますと、当然農業従事者の減ということで、生産量そのものの減少ということも関係をしております。また、特に米の面で申し上げますと、生産調整がかなりウェイトを占めてきておるということ、それから全体的には価格の面で申し上げますと、農畜産物の価格そのものの下落ということが、要因としては大きなものとしてはですね上げられるんじゃないかというふうに思っております。

それから、生産ベースでの広島県の数値につきましては、ちょっとまだ、ここへ資料を持ち合わせておりませんので別途提出をさせていただきたいと思っております。

それからフードフェスタの件でございますが、フェスタ全体の経費についてはですね、先ほど申し上げたんですが、ちょっとあれだったんですが、実行委員会制を取っておりまして50団体による実行委員会で組織をされてます。既に実行委員会そのものは組織がなくなっておりますので、いろいろあたってはみたんですが、まだ行き届いてないということで、わかり次第これも併せてですね、後日報告をさせていただきたいと思います。

それから元気市の内容でございますが、これは産直市ということで開店しております。JAさんの方でお世話をいただいておりますが、安芸高田市の方としまして、6町すべての地域からですね、この市の方へ農産物等の出店をしていただいております。

ちなみに、平成16年度の1年間の売り上げでございますが、1千285万8千円をこの元気市の方で出店をいただいて、売り上げをしておりますという状況でございます。以上でございます。

松浦議長 続きまして福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 はい。民生児童委員さんの補助員制度についてでございますが、再質問でサポーターについては今後検討課題とさせていただきたいと思います。そうした中で民生児童委員さんにつきましては本当にいろんな面で活動していただいております。この地域で民生委員さん1人では本当に大変でございますので、先ほども議員さんからもありましたように、また地域の中でですね、皆さんと連携を取っていただいて、その地域の住民全体でそれを支えるというかたちにも、地域の方にも働きかけもしていただきたいと思いますし、また、保健師等、先ほど言いましたように、そういったかたちで連携を取りながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

松浦議長 次に、答弁を求めます。

教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 庁舎の定期点検について、総務部と連携をしてやったらどうかというご質問でございますけれども、いいご提案をしていただいたと、大変に感謝しております。是非ともそういうかたちを取りながら、点検をしてもらったらですね、教育委員会としては大変助かるんです。実は管理職が小学校は女性が多くなっておりまして、それでなくても校舎そのものが高くなっておりますから、財政的に厳しい中ではありますが、財政の許す範囲内でできるだけお願いをしたいと、このように考えております。以上でございます。

松浦議長 ただ今の質問の関連について、総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 はい。17年度の予算編成におきましてですね、非常にこうした前日もご説明させていただきましたように、公共施設の維持管理経費が莫大なものが要っておるという状況が、そういうのがある程度固定概念になっているのかなと思っております。そうはいいまして維持管理等々というのはほとんど計画的なベースの中でやっていかないと、財源がちょっとついていかないかなと思っております。例えば実質警備保障というのがいろん

な角度であるわけですね。各学校関係。果たしてそんなもんはどうかかなというところまでチェックをかけないと難しいかなという思いがしております。エレベーター管理ひとつの経費、また火災報知、いろんな角度であるわけですが、非常に旧町それぞれの対応の中で管理体制がバラバラであります。庁舎にしても同じことです。そういうところですね、全体的な調整機能の中である程度今年度の対応をさせていただきたいと思っております。ただ、将来的な角度としましたらですね、大きな施設が多分にありますので、この点はですね、ある程度いくらかでも計画的に基金でも積立をですね、していかないと、いざ改修というときにはなかなか財源の補填ができないんじゃないかなという思いがしておりますので、これは今後大きな検討課題としてさせていただきたいと思っております。

それと、たばこの関係でございますけども、たばこを吸われる方の環境づくりというのもですね、1つは必要ではないかというように思っております。現在の2階の議員の皆さん方の控室の前の方もですね、ちょっと廊下を区切りをさせていただいて、そうした環境整備もさせていただいておりますけども、何分、現状の庁舎が手狭になっております。そういう状況の中で、今後においてはですね、第2庁舎なりホールというのは新たなかたちの中で環境整備ができるものと考えておりますけども、市内の各行政財産、施設につきましては、それぞれの各部に関わりませぬ管理者がおりますですね。そういうとこと総合的に調整機能を取らせていただいても、総務でそれを全部総括するということでは対応できませんので、各部がそれぞれ行政財産として管理しておるわけですから、そういうところの管理体制、管理責任者ともですね、調整をし、市として総合的な取り組みをどのようにするかというのもひとつの考え方ではないかなという思いもしております。そうはいいまして市町村のたばこ税がですね、今年度も1億8千万という多額の財源をですね、見させていただいております。やはり昨年度よりかは1千200万円の増ということもございますけども、そういうところですね、併せた考え方の中でそういう環境づくりというのは必要ではなからうかなと思っております。よろしくお願ひします。

松浦議長 続きまして自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 はい。地域振興会が元気になるような制度ということでございますが、もっともなご指摘だろうというふうに思います。ただ、新市が誕生しまして、基礎的な地域振興会並びに連合組織の運営ということではそれぞれ旧町単位に400万、そして冒頭ご説明申し上げましたように特色ある事業をですね、やっていくということで、300万というふうな制度を設けたばかりでございます。幸いに400万につきましてはですね、各支所単位での連合組織の中での創意工夫の中で配分していただきまして、最近立ち上がった組織もいわゆるワークショップ等をしていただいております。地域の課題等を見つけていくというような、非常に積極的な活動もしていただいております。ある程度の成果を収めてるんじゃないかなというふうな思いがしております。300万につきましても先ほど冒頭申し上げま

したけども、少し制度の主旨から1年目でございましたので、いかなものなのかなというようなところもございましたけども、まずはいわゆるそこで素晴らしいアイデアが出てくるような、そういった使い方にさせていただくようにですね、まちづくり委員会も4月から発足して参りますので、充分協議をしていただきたいというふうに思います。以上であります。

松浦議長 以上で、再質問の答弁を終わります。再々質問は。

熊高議員 議長。

松浦議長 発言を許します。

10番、熊高昌三君。

熊高議員 はい、10番、熊高です。大体いい時間になりましたので、あまりしませんけども、総務部長の方へ振らにゃあえかったなと思いますけども、たばこはたばこ税を納めようんじゃけえ、納めんもんは文句を言うなということだなあというふうに聞きましたけども、ほいじゃあたばこを吸う人は健康保険税かなんかを上げてもらうか何かした方がええんかなというふうに思いますが、これは冗談ですが、まだまだ認識が浅いというふうな思いで両部長さんの意見を聞きましたんで、これはこれからもしっかり戦っていかなといけんなというような思いがしておりますが、吸わん者は新しい庁舎ができるまで我慢せいということかなとも思いますけども、できるだけ公平な社会になるように、ひとつよろしく願いたいと思います。

消防長の方、さっきたくさんあったんで聞き漏らしましたが、もう1点、聞けば聞くほど非常にいい制度をつくって、かなり広範囲に取り組みをさせていただいておりますので、やはりそれを活かすか活かさないかということの方がむしろ大事かなという思いで聞かせてもらいましたんで、例えばそういう事例が今まであったのか、そのことによって助かったなというようなことがあったのか。あればそういうことも聞かせていただきたいし、この周知徹底を本当に振興会あたりと連携してですね、要請をするということも含めて、それを活用できるような、やっぱりPRというのが必要かなと思いましたんで、是非ともそこら辺の取り組みの意欲を再度お聞かせ願いたいと思います。

もう1つ、産業振興部長、これ最後ですから、県の方へですね、是非提案をしていただきたいと思いますね。やはりどのくらいフードフェスタにお金がかかるとるかわかりませんが、できれば県内の市町村が全部の産品をですね、集めて売れるようなもの。売れんものは淘汰されていくようなマーケットをつくってですね、そのことによっていい質のものができていくということも含めて、1カ所に集めてマーケットをつくるということがええんじゃないかなという思いがしますし、1つ大きな課題というのは、さっきも生産者が高齢化しとるといふことがあるんですね。どちらかという、集めてそこへ持っていくというのが非常にポイントになつとるんですね。難点になつとるんですね。ですから、例えばトラック1台で、1週間に1回ずつはどこの町を回るんですよ。それによって集めていくんですよというふうなシステムをつくってですね、そこに持ってって売っ

てあげると。残ったものは持って帰ったりとか売り上げの関係というのは、コンピューターでできるわけですから、そういった新しい発想での取り組みを是非安芸高田市から提案をしていただきたいというふうな思いがしますんで、これも課題として検討してみてください。以上です。ありがとうございました。

松浦議長　まず、答弁を求めます。

消防長、村上紘君。

村上消防長　はい。それでは失礼します。事例ということでございますけども、何件あったかという統計的な数字は掴んでおりませんが、救急隊員が現場へ到着したときには家族の方が実際に人工呼吸しておったとか、止血止めをしておったとか、そういう事例は、返ってきた報告の中では再三聞いております。私どもが知っておる中でも、応急処置とか人工呼吸の訓練をした明るる日に自分の子どもがフロに落ちておったのを引き揚げて、救急隊が到着するまでに息を吹き返すことができたというような事例も、話しとしては聞いておりますが、普及・啓発ということになりますと、実際に事業所等の管理監督者の方から指示があって、消防本部の方にお見えになって講習を受けたり、また、企業の中でそういう講習の場を設けて、講習をして講習を受けた方はですね、受けてよかったという思いを持って帰っていただいておりますけれども、実際に市民の皆さんたちということになりますと、そういう事例に側面しない限りは、人ごとというイメージがまだ強うございます。そういう面については、我々としては立場上、市民の皆さんたちにその必要性をどのようなかたちで説いていくか、そして皆さんたちに積極的のこの資格を取っていただく方向付けをするのは、我々の使命だと思っておりますので、いろんなかたちでその必要性をまず市民の皆さん方に説くところから努力をして参りたいというふうに思います。議員の皆さん方も市民の一人として今後そういう啓発活動にご協力をいただければ非常にありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

松浦議長　続きまして産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長　フードフェスタにつきましては、十分なそういった事業の成果、投資効果についての検討を十分にしていきたいと思っておりますし、今後についても特産品の販売の拡大についてはですね、検討を関係機関とも十分にそういったところについて、基本的な部分から検討していくように、これから取り組みをしていきたいというふうに思います。

また、集荷等につきましてはですね、先ほどご意見がありましたように、確かに特産品に限らず産直市の関係においてもですね、そういった集荷ということが非常に大きなネックになっております。産直市の関係につきましては、現在、去年の盆過ぎに協議会を立ち上げまして、そういった市内の6つの産直関係のグループの皆さんと、できるだけ効率的な販売をしていくにはどうしたらいいかというようなところも含めて、今後の取り組みについて協議をする場を提供するというような段取りまでしております。

産直市関係につきましても、特産品グループにつきましても産直市への

出店もしていただいておりますので、そういったところも含めてある程度  
広範なかたちですね、そういった取り組みの課題について、今後十分に  
検討していきたいというように思っております。

松 浦 議 長 以上で、熊高昌三君の質問を終わります。  
以上で、本日の一般質問を終了いたします。  
これをもって、本日の日程を終了いたし、散会いたします。  
次回は、明日11日午前10時に再開いたします。  
ご苦労様でした。

~~~~~

午後4時40分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員